

JFM

DISCLOSURE
2013



Japan Finance Organization for Municipalities



地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities



観光施設事業 / 旭山動物園 / 北海道旭川市
写真提供：旭川市旭山動物園

DISCLOSURE 2013

Japan Finance Organization for Municipalities

Contents

理事長メッセージ

地方公共団体金融機構理事長 渡邊 雄司	02
プロフィール	04
経営理念	05

■ TOPICS・事業概況

平成24年度事業実績	08
1.貸付の実績	08
2.地方支援業務の実績	10
3.資金調達の実績	12
4.決算の概況	16
平成25年度の事業実施方針	18
1.貸付規模	18
2.資金調達計画	19
3.地方支援業務の充実・強化	20
4.リスク管理及び内部統制	21
5.国庫納付	21

■ I章 業務の紹介

貸付業務	24
1.概要	24
2.貸付利率	26
3.貸付の審査体制	28
4.貸付実績・貸付残高	28
5.貸付対象事業の紹介	31
地方支援業務	39
1.基本姿勢	39
2.地方支援業務の概要	39
資金調達業務	42
1.機構債券の種類	42
2.資金調達の基本姿勢	43
3.機構債券の特徴	44
4.資金調達実績の推移	45

■ II章 業務運営体制

機構の基本的な仕組み	48
1.貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ	48
2.出資金	49
ガバナンス(企業統治)	50
1.ガバナンス	50
2.財務報告に係る内部統制	52
3.内部監査	53
一般勘定と管理勘定	54
リスク管理	56
1.リスク管理全般	56
2.個別リスク管理	57
コンプライアンス(法令等遵守)	63
ディスクロージャー	64

■ 地方債制度における機構の役割 ---65

■ III章 機構の財務状況

財務諸表	72
参考情報	100

■ 参考資料・機構データ

参考資料	104
機構データ	127
沿革	127
組織図	128
役員・所在地	129

2013 理事長メッセージ

平成 24 年度を振り返って

平成 24 年度は、後半は政策転換の期待による株価の上昇や円高の修正など明るい兆しがみられたものの、欧州債務問題や日中関係の影響、原発問題など難しい問題にも直面しました。

そのような環境の中、私たち地方公共団体金融機構（JFM）は地方のニーズに見合った長期・低利の資金を安定的に供給するとの使命感を持って積極的に取り組みました。

まず、地方公共団体の皆さまへの融資は、住民生活の安定向上のための上下水道や病院事業をはじめ、東日本大震災を教訓とする緊急防災・減災事業などに対して、機構設立以来最大となる総額 1 兆 8,864 億円を貸付けました。

一方、資金調達の面では、初めての取り組みとしてベンチマークサイズとなる 10 億米ドルの外債や個人投資家向け売出外債といった非政府保証債を発行するなど、資金調達手段の一層の多様化を進めるとともに、投資家の拡大に取り組み、設立以来最大の総額 2 兆 5,268 億円の債券を発行しました。

また、当機構が市場の参加者として培った専門知識や経験を活かし、地方公共団体の資金調達などへの支援を行う「地方支援業務」に関しては、出前講座を前年比約 3 倍の 42 箇所で開催するなど大幅に充実させました。

平成 25 年度の取り組み

政府は、日本経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」を展開しており、今後、震災からの復興、住民の命を守るための防災対策、地域活性化など、それぞれの地域の課題に対応した様々な事業が進められてまいります。当機構としても、引き続き長期・低利の資金を安定的に供給するとともに、東日本大震災からの復旧・復興を支援することにより地方公共団体の皆さまの期待に応えてまいります。

こうした地方の多様なニーズに対応できるよう、融資及び資金調達の双方とも、平成 25 年度は前年度実績を上回る規模の貸付け及び債券発行を予定しているほか、地方支援業務については従来の組織を充実させ、地方支援部を新設し新たに初任者研修を開催するなど、より一層強化します。

また、順調な経営状況を踏まえ、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で総額 1 兆円を目途として当機構の準備金の一部を国に納付し、地方交付税の総額の確保に活用することとなりました。平成 25 年度は、前年度の 3,500 億円に続き、6,500 億円を納付することとしておりますが、直接地方のために活用されるものであることから、「地方共同法人」にふさわしい貢献ができるものと考えております。

「地方の、地方による、地方のための」機構として

当機構は、地方のニーズに的確に対応し、「地方の、地方による、地方のための」機構として、住民に密着した事業を支えるという使命を果たすべく、役職員が一丸となって努力してまいり所存であります。

今後とも皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



地方公共団体金融機構 理事長

渡邊雄司



プロフィール

目的

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与すること。

シンボルマーク

当機構が業務を遂行する上で求められる「安定感」、「安心感」、「信頼感」を象徴する3つのブロックが集まって1つの円を形作ることで、機構の設立・運営における全地方公共団体の結束を表しています。



- ・ 長期・低利の資金を安定的に供給するという「安定感」
- ・ 地方財政の健全化と住民福祉の向上に寄与するという「安心感」
- ・ 地方公共団体の信頼や資本市場における信認を得るという「信頼感」

法人名	地方公共団体金融機構（略称：地方金融機構）
英文名称	Japan Finance Organization for Municipalities (JFM)
設立	平成20年8月1日（平成21年6月1日改組） （旧公営企業金融公庫 昭和32年6月1日）
根拠法	地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）
所在地	東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館
理事長	渡邊雄司
出資金	166億円（全都道府県、市区町村等による出資）
職員数 （平成25年4月現在）	90人
平成24年度末 貸付残高	22兆6,686億円
平成24年度末 債券発行等残高	18兆6,764億円
格付 （平成25年4月現在）	S&P:AA－ Moody's:Aa3 R&I:AA＋



経営理念

地方公共団体金融機構は、
「地方の、地方による、地方のための」地方債資金共同調達機関として、
次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。

1

地方共同法人にふさわしいガバナンス（企業統治）の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを目指します。

2

地方の金融ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の金融ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開することを目指します。

3

資本市場における確固たる信認の獲得

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を獲得し、有利な資金調達を安定的に実現することを目指します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

TOPICS

事業概況

平成 24 年度事業実績	08
1. 貸付の実績	08
2. 地方支援業務の実績	10
3. 資金調達の実績	12
4. 決算の概況	16
平成 25 年度の事業実施方針	18
1. 貸付規模	18
2. 資金調達計画	19
3. 地方支援業務の充実・強化	20
4. リスク管理及び内部統制	21
5. 国庫納付	21





下水道事業 / 清瀬水再生センター 下水污泥ガス化炉 / 東京都

1 貸付の実績

1. 平成 24 年度の貸付実績とその特徴

平成 24 年度は、総額 1 兆 8,864 億円の貸付けを行いました。これは、機構創設以降において最大の貸付額となっています。事業別の内訳についてみると、まず、臨時財政対策債に対する貸付けが 7,062 億円で全体の 37%、次に下水道事業が 3,238 億円で 17% を占めています。このほか、合併特例事業を中心に一般会計債に対し、5,032 億円（全体の 27%）の貸付けを行いました。また、公営企業債に対しては、下水道事業及び水道事業を中心に、6,317 億円（全体の 34%）の貸付けを行いました。

例年と異なる大きな特徴として、東日本大震災に係る復旧・復興事業や全国的に緊急に実施する緊急防災・減災事業^{※1}の貸付合計額が 1,086 億円と本格化してきたことがあげられます。

※1 緊急防災・減災事業・・・全国的に緊急に実施する必要性の高い学校等公共施設の耐震化、防災行政無線の整備、避難施設の整備等災害に強いまちづくりに資するための事業として、平成 23 年度中途において、創設されたもの。所要額の全額を公的資金で確保を図ることとされ、機構資金では、平成 24 年度において 819 億円の貸付けを行ったもの。

平成 24 年度事業別貸付状況

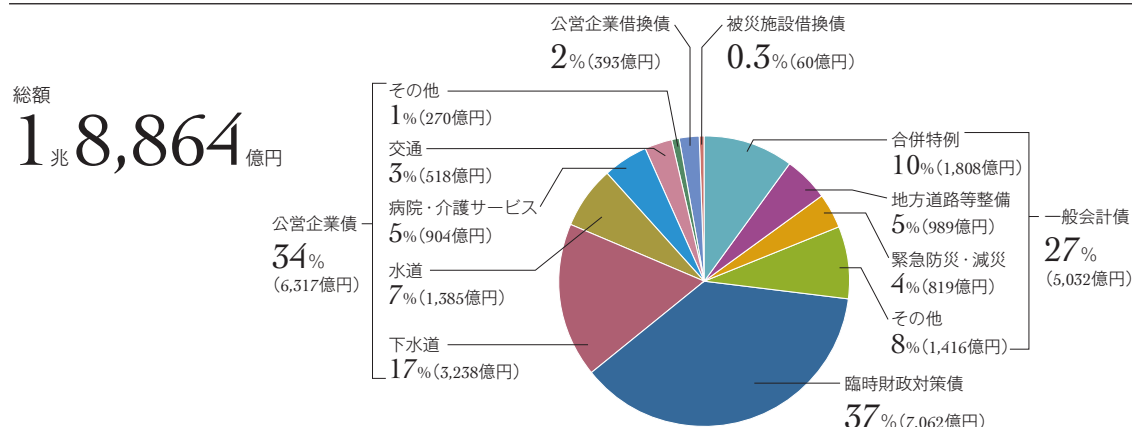
項目	貸付件数	貸付額	
			構成比
一般会計債			
公共事業等	290件	554億円	3%
公営住宅事業	107件	151億円	1%
緊急防災・減災事業	613件	819億円	4%
学校教育施設等整備事業	8件	36億円	0%
社会福祉施設整備事業	146件	187億円	1%
一般事業	75件	95億円	1%
地域活性化事業	114件	94億円	0%
防災対策事業	284件	300億円	2%
地方道路等整備事業	744件	989億円	5%
合併特例事業	685件	1,808億円	10%
計	3,066件	5,032億円	27%
公営企業債			
水道事業	1,074件	1,385億円	7%
工業用水道事業	83件	106億円	1%
交通事業	37件	518億円	3%
電気事業・ガス事業	32件	49億円	0%
港湾整備事業	30件	45億円	0%
病院事業・介護サービス事業	350件	904億円	5%
市場事業・と畜場事業	34件	49億円	0%
下水道事業	1,978件	3,238億円	17%
観光その他事業	5件	21億円	0%
計	3,623件	6,317億円	34%
公営企業借換債	355件	393億円	2%
被災施設借換債	453件	60億円	0%
臨時財政対策債	885件	7,062億円	37%
合計	8,382件	18,864億円	100%

※各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

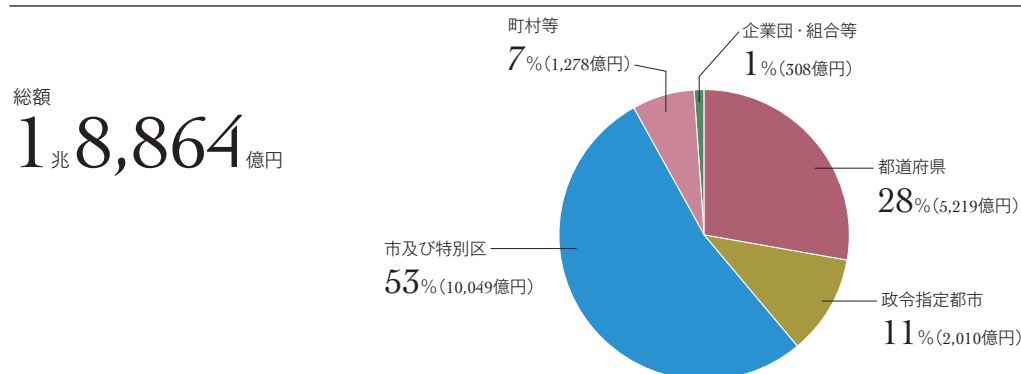
【各事業に適用される利率について】

港湾整備事業、観光その他事業（観光施設事業・産業廃棄物処理事業に限る）については基準利率が、それ以外の事業については機構特別利率（平成 23 年度以前の同意（許可）債については旧特別利率又は旧臨時特別利率）が適用されます。詳細は P116 ～ 117 を参照。

平成 24 年度事業別貸付状況



平成 24 年度団体種別貸付状況



2. 補償金免除繰上償還

補償金免除繰上償還は地方公共団体の公債費負担を軽減するため、平成 19 年度から 3 年間、国の地方財政対策に位置付けられて実施され、深刻な地域経済の低迷等の事態を踏まえ、さらに 22 年度から 3 年間延長して実施されたものです。

その内容は財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、過去に借り入れた高金利の公的資金^{※1}の繰上償還を行う際に必要となる補償金を免除するものです。また、地方公共団体が希望する場合には、残存期間に応じた現行の利率で借り換えを行うことができます。

機構（旧公営企業金融公庫含む。）では、国からの要請に基づき、平成 19 年度及び 20 年度並びに平成 22 年度から 24 年度に補償金免除繰上償還に応じるとともに、繰上償還に必要な資金の一部について貸付け（公営企業借換債の貸付け）を実施しました。

※ 1 旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の 3 資金。

各年度の実施額は下表のとおりです。

実施年度	機構実施分			旧公営企業金融公庫実施分	
	H22	H23	H24	H19	H20
繰上償還額	1,302億円	987億円	642億円	6,042億円	6,711億円
うち借換債	671億円	592億円	393億円	2,000億円	1,992億円
合計	2,931億円（うち借換債1,656億円）			12,753億円（うち借換債3,992億円）	

2 地方支援業務の実績

1. 概要

機構は、地方公共団体が民間金融機関等から資金調達を効率的かつ効果的に行えるようニーズに合わせて、人材育成・調査研究・実務支援・情報発信の 4 つを支援の柱とする「地方支援業務」を実施しています。

地方支援業務の開始から 3 年目を迎えた平成 24 年度は、地方支援係・調査研究係の 2 係制を採用するなど体制を強化し、支援内容の充実を図りました。

2. 平成 24 年度の主な実績

■共催研修（宿泊研修）の開催

地方公共団体の職員が資金調達・運用面で有効に対処できるよう、基礎的な金融知識の習得を目指した研修を、研修機関と共催し、各 2 泊 3 日で短期集中的に実施しました。平成 24 年度は、84 人が参加しました。

6 月 全国市町村国際文化研修所（滋賀県）

9 月 市町村職員中央研修所（千葉県）

研修で使用したテキストはホームページで公開し、広く情報提供を行っています。



■出前講座の開催

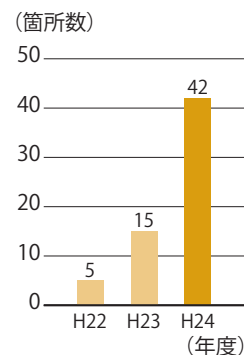
地方公共団体に機構職員を講師として派遣し、団体のニーズに応じて、地方債の金利や借入交渉等の講義を全国各地で実施しました。

平成 24 年度は、42 箇所で行前講座を開催し、574 団体、約 1,838 人が受講しました。

主な講義内容

講義名	内容
地方債の金利の見方	地方債の金利と債券市場の金利との関係、基準となる金利の選び方、スプレッドの決定要因等地方債の金利の見方を理論的に解説。
実践金利計算	公表されている銀行間の資金貸借指標金利をもとに地方債のスプレッドを推計する借入金利分析の手法を、演習問題を交えて実践。
地方債の借入交渉	地方公共団体が金融機関から地方債の借入れを行う際、借入額、期間、金利等交渉のポイントについて、銀行員と地方公共団体職員のロールプレイを交えて解説。

出前講座の推移

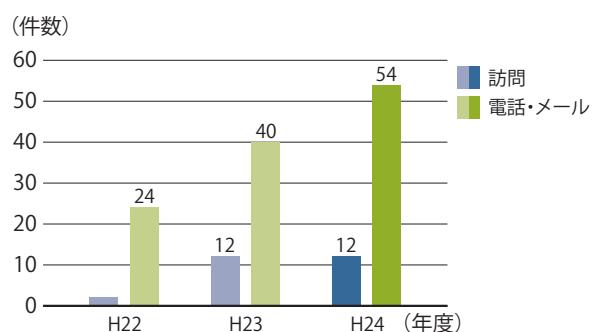


■自治体ファイナンス・アドバイザーによる実務支援

金融実務に精通した自治体ファイナンス・アドバイザーが、地方公共団体の資金調達における個別の課題の解決に向け、専門的なアドバイスを電話、メール、訪問等で提供しています。

平成 24 年度は、電話・メール 54 件、訪問 12 件の支援を行いました。
〈主な相談事例〉

- ・国債利回りや金利スワップレートを用いた借入金利の分析に係るアドバイス
- ・住民参加型市場公募地方債の発行に係るアドバイス
- ・銀行等引受債の発行に係る入札方式や金融機関との交渉に係るアドバイス



■地方公営企業会計制度見直し支援

都道府県等が主催する地方公営企業会計制度の見直しに係る研修会へ専門家を派遣し、平成 26 年度予算・決算から適用される新会計基準への円滑な移行をサポートしました。平成 24 年 10 月から開始し、平成 24 年度は、37 都道府県等が主催する 45 回の研修会に専門家を派遣しました。

■フォーラムの開催

地方公共団体の資金調達のあり方等を整理し、研究や議論の成果を自治体に還元するため、東京大学とフォーラムを共催しています。平成 24 年度は、銀行等引受地方債の現状と課題等のテーマで 8 回開催しました。フォーラムの資料や講演録は、ホームページで公開しています。

区分	テーマ
第9回	地方公営企業会計の見直しと地方債
第10回	アメリカ合衆国における州・地方政府の財政状況と財政破綻
第11回	アメリカ合衆国の州・地方政府における資金調達マネジメント
第12回	欧州債務問題と日本の地方債制度
第13回	地方公共団体における減債基金の収益性向上の取組み
第14回	銀行等引受地方債の現状と課題
第15回	第三セクター等改革と資金調達手法の模索—改革推進債とレベニュー信託
第16回	地方債計画と地方財政計画

3 資金調達の実績

1. 調達額

平成 24 年度における機構の債券発行総額は 2 兆 5,268 億円であり、そのうち、政府保証のない地方金融機構債の発行総額は 1 兆 4,968 億円で、旧公営企業金融公庫から承継した既往の政府保証債の借換えを行うための政府保証債の発行総額は 1 兆 300 億円となっています。

地方金融機構債のうち、公募による地方金融機構債の発行総額は 1 兆 1,968 億円となっており、公募債については、10 年債、20 年債及び 5 年債といった定期的・計画的な債券発行と、FLIP、スポット債、国外債（EMTN プログラムによる外貨建債券）といった機動的・弾力的な債券発行を組み合わせることで、安定的かつ柔軟な資金調達に努めています。

このうち、国内債については、総額 9,735 億円を発行しましたが、特に 10 年債については、機構創設以来初めて毎月 400 億円以上の発行を行ったところです。

国外債については、EMTN プログラムに基づき、9 月に機構初となるベンチマークサイズの非政府保証外債を 10 億米ドル（784 億円相当^{※1}）の他、プライベート・プレースメントを 3 件総額 5.6 億米ドル（445 億円相当^{※1}）発行しました。これにより国外債の当初の債券発行予定額 1,300 億円（約 13.8 億米ドル^{※2}）を概ね達成しました。

その後、良好な市場環境に機動的に対応するため、11 月に債券発行予定額を 1,000 億円増額して 2,300 億円とし、平成 25 年 2 月に 2 度目のベンチマークサイズの非政府保証外債を 10 億米ドル（906 億円相当^{※1}）発行しました。

また、平成 25 年 3 月には、機構初となる国内個人投資家向け売出外債 1 億豪ドル（98 億円相当^{※1}）を発行しました。

これにより、国外債の債券発行総額は、26.6 億米ドル^{※3}（2,233 億円相当^{※1}）となりました。

この他、地方公務員共済組合連合会の引受けにより 10 年債を 3,000 億円発行しました。

この結果、平成 24 年度末において、旧公庫から承継した債券及び政府保証債を含めた機構債券の発行残高は、18 兆 6,911 億円、借入金の残高は 300 億円となっています。

（注） 債券発行額については、額面ベースである。

※ 1 条件決定時の為替レートにより換算

※ 2 平成 25 年 3 月 31 日現在の為替レート（同日は休日であったため、同月 29 日のレートを使用）により換算

※ 3 売出外債 1 億豪ドルを米ドル（1.04 億米ドル）に換算して米ドル発行額に加算

平成 24 年度 債券の年間発行実績額

1 地方金融機構債(政府保証のない債券)

(1) 公募債

債券の種類	計画額	実績額
国内債	9,700億円程度	9,735億円
10年債	4,500億円程度	4,850億円
20年債	1,600億円程度	1,450億円
5年債	800億円程度	600億円
FLIP・スポット債	2,800億円程度	2,835億円
EMTN	2,300億円程度	2,233億円
計	12,000億円程度	11,968億円

2 政府保証債

債券の種類	計画額	実績額
10年債	4,900億円程度	4,900億円
6年債	3,200億円程度	3,200億円
4年債	2,200億円程度	2,200億円
計	10,300億円程度	10,300億円

※計画額について、平成 24 年 11 月に EMTN プログラムによる
国外債を 1,300 億円から 2,300 億円に増額し、公募債の総額
は 11,000 億円から 12,000 億円に増額しました。

(2) 地方公務員共済組合連合会の引受け による債券

債券の種類	計画額	実績額
10年債	3,000億円程度	3,000億円

〈参考〉

○スポット債の概要

スポット債は、10 年債、20 年債及び 5 年債という定例債とは異なる年限で、主幹事方式により発行する債券です。

平成 24 年度から発行を開始し、平成 24 年 8 月には 7 年債、平成 25 年 1 月には 15 年債を計 350 億円発行しました。

○FLIP (Flexible Issuance Program : 柔軟な起債運営) の概要

FLIP は、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに応じ、発行額や発行年限等を柔軟かつ迅速に設定することにより
債券を機動的に発行する機構独自の仕組みです。

平成 21 年度から発行を開始し、平成 24 年度には発行額最小 30 億円、最大 200 億円、発行年限最短 6 年、最長 19 年の
ものを計 44 件 2,485 億円発行しました。

債券の年限	3年～30年（ただし、満期一括固定利付債の場合、5、10、20年は除く。）		
1回の発行額	30億円以上		
平成24年度年限別発行実績	3年～9年	10件	1,160億円
	11年～19年	34件	1,325億円

○EMTN プログラムの概要

ユーロ市場における MTN (Medium Term Note) プログラムであり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の
大枠に関する法的書類について合意・作成し、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の条件決定により、
機動的な債券発行を行うことができる仕組みです。

平成 24 年度には、ベンチマークサイズ 2 件総額 20 億米ドル、プライベート・プレースメント 3 件総額 5.6 億米ドル及び
個人向け売出外債 1 億豪ドルを発行しました。

設定	平成23年1月	上場	ロンドン証券取引所（規制市場）	
保証	非政府保証	通貨別発行額 (平成25年3月31日現在)	米ドル	34億米ドル
発行限度額	5,000億円		豪ドル	1.2億豪ドル
通貨	マルチカレンシー		ニュージーランドドル	0.4億ニュージーランドドル
準拠法	英国法			

2. 発行条件

機構が定例的に発行している国内公募債については、東日本大震災に伴う電力債の発行の途絶え、高格付債への投資家需要の高まり等により、平成 23 年 4 月以降、一般地方債と同等の対国債スプレッドで発行されていました。

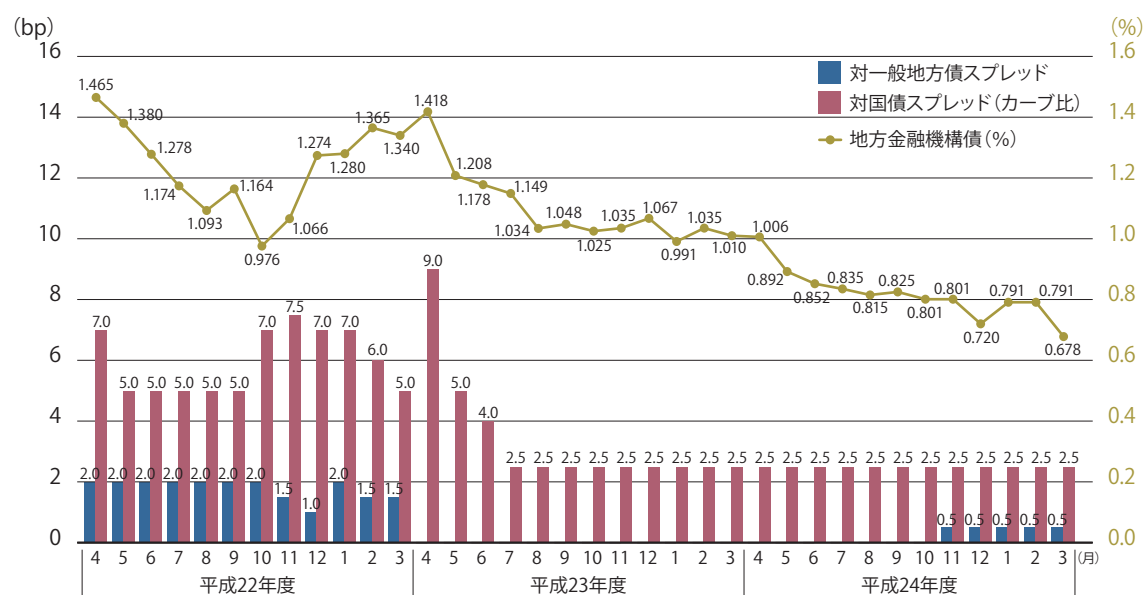
しかしながら、10 年債については、平成 24 年 11 月に一般地方債の対国債スプレッドが 2.5bp から 2.0bp へタイトニングした一方、機構債の対国債スプレッドは前月並 2.5bp に留まったことから、それ以降一般地方債 +0.5bp の水準で発行されています。

20 年債及び 5 年債については、引き続き一般地方債と同等の対国債スプレッドで発行されています（平成 25 年 3 月現在）。

また、国外債については、海外プライマリー市場やセカンダリー市場におけるクレジット・スプレッド水準を参考に、市場環境及び投資家需要に基づいた適切な水準で発行されています。

※平成 24 年度における各債券の発行条件については P124 ～ 126 を参照。

①地方金融機構債（10 年債）のスプレッド推移

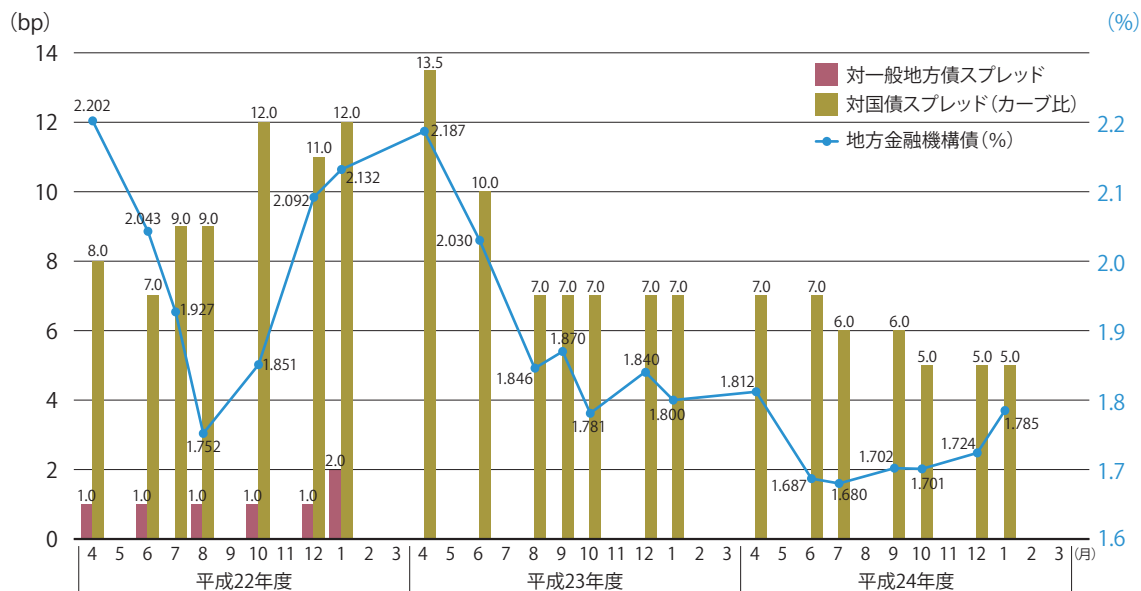


※地方金融機構債（10 年債）は、原則として 10 年国債入札の 1 週間後に条件決定を行っている。

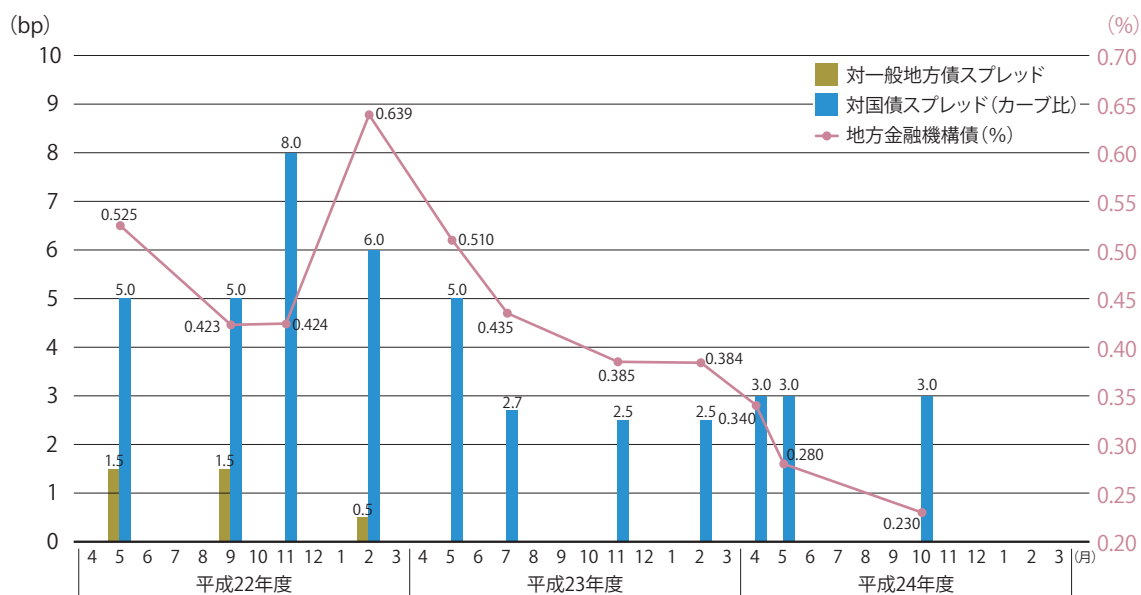
カーブ比 (bp) は機構が独自に算出した理論値。

「一般地方債」は、政保債と同日に条件決定をする地方債のリーディング銘柄の発行実績による（同日条件決定した銘柄がない場合は先行銘柄）。

②地方金融機構債（20年債）のスペード推移



③地方金融機構債（5年債）のスペード推移



4 決算の概況

1. 損益の状況

経常収益は、年間を通じて国内の長期金利が低下傾向で推移した影響から貸付金利息が減少したこと等により、前年度と比べて 247 億円減少し 4,871 億円となりました。

経常費用についても、経常収益と同様の影響から債券利息が減少したこと等により、前年度と比べて 77 億円減少し 2,740 億円となりました。

この結果、経常利益は前年度と比べて 170 億円減少し 2,130 億円となりましたが、引き続き高い水準を維持しております。

機構においては関係法令の規定に基づき、債券の借換えによって生じた収益は金利変動準備金等に積み立てることとされております。これらの積立て等を行った結果、当期純利益は前年度と比べて 8 億円減少の 208 億円となりました。

2. 資産・負債・純資産の状況

平成 25 年 3 月末の資産総額は、平成 24 年 3 月末と比べて 3,642 億円増加し 23 兆 7,049 億円となりました。これは、地方公共団体への貸付額が回収額を上回ったことで貸付金が 2,812 億円増加したこと等によるものです。

平成 25 年 3 月末の負債総額は、平成 24 年 3 月末と比べて 3,444 億円増加し 23 兆 5,913 億円となりました。これは、公庫債権金利変動準備金が 3,500 億円の国庫納付等により 3,664 億円減少したものの、債券の発行額が償還額を上回ったこと等で債券が 4,997 億円増加したこと等によるものです。

平成 25 年 3 月末の純資産総額は、平成 24 年 3 月末と比べて 198 億円増加し 1,135 億円となりました。これは、平成 24 年度における一般勘定の当期純利益 208 億円を「一般勘定積立金」として計上したこと等によるものです。

なお、近年における決算主要項目の推移は次頁のとおりです。

決算主要項目の推移

1. 損益

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	前年度増減
経常収益	539,997	511,805	487,146	△24,658
経常費用	292,428	281,749	274,076	△7,673
経常利益	247,569	230,055	213,070	△16,985
当期純利益	16,074	21,632	20,828	△804

2. 資産・負債・純資産

(単位：百万円)

	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	前年度増減
資産総額	23,226,787	23,340,707	23,704,919	364,212
貸付金	22,231,856	22,387,411	22,668,634	281,224
有価証券	457,590	762,987	598,994	△163,993
現金預け金	516,633	172,250	419,267	247,018
その他上記以外	20,708	18,058	18,022	△36
負債総額	23,157,405	23,247,010	23,591,399	344,388
債券	18,327,190	18,176,696	18,676,401	499,705
地方公共団体健全化基金	915,823	919,871	922,568	2,698
特別法上の準備金等	3,896,421	4,104,844	3,947,086	△157,758
金利変動準備金	660,000	880,000	1,100,000	220,000
公庫債権金利変動準備金	3,136,532	3,137,557	2,771,200	△366,356
利差補てん積立金	99,889	87,287	75,885	△11,402
その他上記以外	17,969	45,598	45,342	△256
純資産総額	69,382	93,696	113,520	19,823

※単位未満切捨てのために計が合わないことがあります。

1 貸付規模

機構の貸付計画は、地方債計画に基づき、地方公共団体に対して総務大臣・都道府県知事の同意又は許可が予定されている地方債の額を踏まえ、作成しています。

平成 25 年度の地方債計画では、東日本大震災の特定被災地方公共団体における復旧・復興を支援することを目的として特定被災地方公共団体借換債が新たに計上されたこと等により、機構資金については 2 兆 1,720 億円が計上されました（前年度比 20 億円減）。

この地方債計画に基づき見込んだ、平成 25 年度の貸付計画額は、1 兆 9,800 億円としています。

前年度と比較すると、1,790 億円（9.9%）の増加となりましたが、これは主として、前述の特定被災地方公共団体借換債の新設及び平成 24 年度までに同意又は許可された緊急防災・減災事業の貸付件数が多く見込まれることによるものです。

■機構の貸付計画額

	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減 (C) = (A) - (B)	増減率 (C) / (B)
貸付計画額	19,800億円	18,010億円	1,790億円	9.9%

■地方債計画（当初）における機構資金

	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減 (C) = (A) - (B)	増減率 (C) / (B)
機構資金	21,720億円	21,740億円	△20億円	-0.09%
〔内 訳〕				
一般会計債	5,030億円	6,203億円	△1,173億円	-18.9%
公営企業債	7,539億円	7,900億円	△361億円	-4.6%
公営企業借換債	—	300億円	△300億円	皆減
被災施設借換債	50億円	150億円	△100億円	-66.7%
特定被災地方公共団体借換債	1,830億円	—	1,830億円	皆増
臨時財政対策債	7,271億円	7,187億円	84億円	1.2%

※地方債計画（当初）と貸付計画が同じ額にならないのは、地方債の発行について同意等が行われる時期と、実際の資金の貸付けを行う時期が異なるためです。

2 資金調達計画

貸付業務等に必要な資金調達については、地方金融機構債の資本市場における公募による発行を基本とし、平成25年度においては、公募債を前年度実績と同水準の1兆2,000億円発行する予定です。また、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券（10年債）を3,000億円発行する予定です。

このほか、政府保証債を前年度実績と比べ2,500億円拡大し、1兆2,800億円発行する予定です。これは前年度を3,000億円上回る6,500億円を、公庫債権金利変動準備金から国に納付するために資金を確保する必要があることによります。

なお、資金調達の基本姿勢についてはP43を、国庫納付についてはP55をご覧ください。

※債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応します。

※発行に関する情報につきましては、発行の都度ホームページ等を通じてお知らせする予定です。(URL: <http://www.jfm.go.jp>)

■債券の年間発行予定額

1. 地方金融機構債（政府保証のない債券）

(1) 公募債

債券の種類	平成25年度	平成24年度実績
国内債	9,800億円	9,735億円
10年債	4,800億円	4,850億円
20年債	1,200億円	1,450億円
5年債	500億円	600億円
スポット債	500億円	2,835億円
FLIP	2,800億円	
EMTN	2,200億円	2,233億円
計	12,000億円	11,968億円

※債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※スポット債、FLIP、EMTNプログラムについてはP13を参照。

(2) 地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

債券の種類	平成25年度	平成24年度実績
10年債	3,000億円	3,000億円

2. 政府保証債

債券の種類	平成25年度	平成24年度実績
10年債	6,800億円	4,900億円
8年債	2,000億円	—
6年債	2,900億円	3,200億円
4年債	1,100億円	2,200億円
計	12,800億円	10,300億円

3 地方支援業務の充実・強化

地方公共団体が地方債を取り巻く環境変化に的確に対応し、資本市場からの資金調達を効率的に行えるよう、人材育成、調査研究、実務支援、情報発信の 4 つの柱からなる地方支援業務を実施するとともに、資金運用の助言、研修・実務支援要請の増大等、拡大・多様化する地方公共団体のニーズに対し、積極的に対応します。

平成 25 年度は、新たに地方支援部を設置し、調査企画課とファイナンス支援課の 2 課体制とするとともに、自治体ファイナンス・アドバイザーを増員し、支援体制を強化します。

また、資金調達・資金運用に関する研修会や地方公営企業会計制度の見直しに対する支援事業を拡充するとともに、東京大学に開設した寄付講座を平成 27 年度末まで延長するなど、支援内容の更なる充実を図ります。

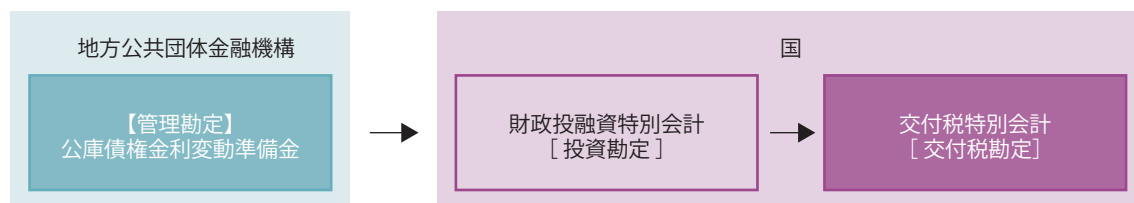


4 リスク管理及び内部統制

健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理するほか、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の運用及び評価を行います。

5 国庫納付

平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で、総額 1 兆円を目途として、地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成 24 年度については、平成 24 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令（平成 24 年総務省・財務省令第 2 号）の規定に基づき、同準備金 3,500 億円を取り崩し、同額を国庫に納付しました。平成 25 年度については、平成 25 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令（平成 25 年総務省・財務省令第 1 号）の規定に基づき、6,500 億円を納付いたします。



※詳細については P55 参照

I 章

業務の紹介

貸付業務	24
1. 概要	24
2. 貸付利率	26
3. 貸付の審査体制	28
4. 貸付実績・貸付残高	28
5. 貸付対象事業の紹介	31
地方支援業務	39
1. 基本姿勢	39
2. 地方支援業務の概要	39
資金調達業務	42
1. 機構債券の種類	42
2. 資金調達の基本姿勢	43
3. 機構債券の特徴	44
4. 資金調達実績の推移	45





病院事業 / 神戸市立医療センター 中央市民病院 / 兵庫県神戸市

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債について長期かつ低利の資金を融通しています。

1 概要

地方債計画に計上された公的資金として、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可を行った地方債に対して貸付けを行います。

1. 貸付対象団体

貸付先は地方公共団体のみを対象としています。

2. 貸付対象事業

貸付対象事業は地方公共団体の実施する次の事業です。

一般会計債

- ・ 公共事業等
- ・ 公営住宅事業
- ・ 全国防災事業※ 1
- ・ 学校教育施設等整備事業
- ・ 社会福祉施設整備事業
- ・ 一般事業
- ・ 地域活性化事業
- ・ 防災対策事業
- ・ 地方道路等整備事業
- ・ 合併特例事業
- ・ 緊急防災・減災事業

臨時財政対策債

公営企業債

- ・ 水道事業
- ・ 工業用水道事業
- ・ 交通事業
- ・ 電気事業
- ・ ガス事業
- ・ 港湾整備事業
- ・ 病院事業
- ・ 介護サービス事業
- ・ 市場事業
- ・ と畜場事業
- ・ 下水道事業
- ・ 観光施設事業
- ・ 駐車場事業
- ・ 産業廃棄物処理事業

上記のほか、特定被災地方公共団体借換債及び被災施設借換債を対象としています。

※ 1 全国防災事業は、平成 25 年度から新たに貸付対象になりました。

3. 貸付けの種類

機構の貸付けは、次の3種類です。

○長期貸付

起債同意・許可を得た地方公共団体に対する償還期限が二会計年度以上にわたる資金の貸付け

○同意・許可前貸付

起債同意・許可の見込みが確実な事業に対する、長期貸付までのつなぎ資金の同意・許可前の貸付け

○短期貸付

当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる一時借入金の資金の貸付け

なお、これらのほか、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う地方公共団体向けの「受託貸付」も行っています。

4. 償還期限

主な貸付対象の償還期限は次のとおりです。

貸付対象事業				平成25年度同意（許可）債			
				固定金利		利率見直し ^{*1}	
				償還期限	据置期間	償還期限	据置期間
一般 会 計 債	公 共 事 業 等			年以内 20	年以内 5	年以内 20	年以内 5
	公 営 住 宅 事 業			25	5	25	5
	全 国 防 災 事 業 ^{*2}						
	教育・福祉施設等 整備事業	学校教育施設等整備事業		25	3	25	3
		社会福祉施設整備事業		20	3	20	3
	一 般 単 独 事 業	一 般 事 業		20	5	20	5
		地 域 活 性 化 事 業		30	5	30	5
		防 災 対 策 事 業		30	5	30	5
		地方道路等整備事業		20	5	20	5
		合 併 特 例 事 業		30	5	30	5
		緊急防災・減災事業		30	5	30	5
	臨時財政対策債		都道府県・政令指定都市	—	—	30	3
			市 町 村	—	—	20	3
	公 営 企 業 債	水 道 事 業		30	5	30	5
		工 業 用 水 道 事 業		30	5	30	5
		交 通 事 業		30	5	30	5
		電 気 事 業		30	5	30	5
		ガ ス 事 業		25	5	25	5
		港 湾 整 備 事 業		20	5	30	5
		病 院 事 業		30	5	30	5
		市 場 事 業		25	5	25	5
		と 畜 場 事 業		20	5	20	5
		下 水 道 事 業		30	5	30	5

※ 1 利率見直しは10年毎の見直し

※ 2 全国防災事業の償還期限は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設（事業（合併特例事業に係るものを除く。））の償還期限及び据置期間以内としています。

2 貸付利率

資金調達コストに見合う貸付利率を基準利率として設定し、政策課題に応じて基準利率を引き下げた貸付利率を機構特別利率として設定しています。

1. 貸付利率

機構では、基準利率及び機構特別利率（旧特別利率及び旧臨時特別利率）^{※1}の2種類の貸付利率を設定しています。

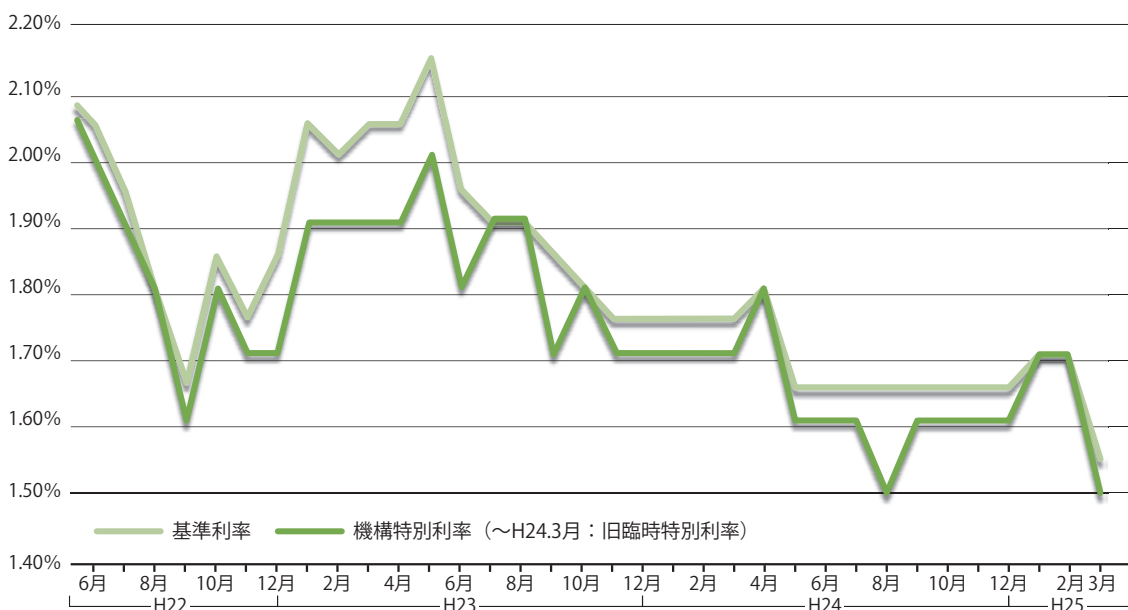
基準利率は、収支相償の考え方に基づき、機構の資金調達コストと貸付けの利息収入とが均衡するように算出した利率です。具体的には、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるよう定めたもので、港湾整備事業、観光施設事業等で適用されます。

機構特別利率は、地方公共団体健全化基金の運用益及び機構自己財源を活用して、基準利率を0.35%目下したもので、貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債に適用されます。

なお、機構設立以来の貸付利率の推移は次のとおりとなっており、機構特別利率は同時期の財政融資資金の貸付利率と同水準となっています。これは、機構の貸付利率については、同一償還条件の財政融資資金利率を下限としているためです。

※1 平成24年度同意（許可）債から、これまでの旧特別利率（基準利率－0.30%）及び旧臨時特別利率（基準利率－0.35%）を機構特別利率として一本化しました。旧特別利率及び旧臨時特別利率は平成23年度以前の同意（許可）債に適用されます。

貸付利率の推移（固定金利方式、30年償還（うち5年据置）の例）



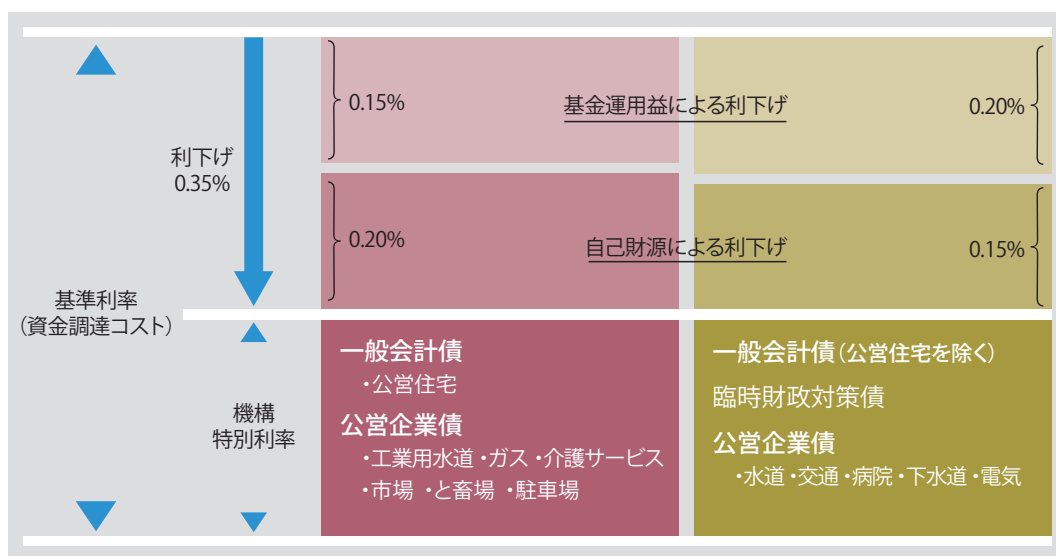
※貸付利率は固定金利方式、30年償還（うち5年据置）のものを記載しています。

※同一償還条件の財政融資資金の貸付利率を下限としているため、同水準になっています。

2. 公営競技納付金等による利下げ

機構特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金の運用益及び自己財源により賄われることとなります。

公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の収益の均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れるもので、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を貸付利率の引下げの財源として活用しています。

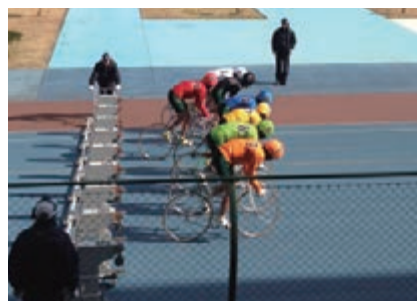


※同一償還条件の財政融資資金利率を下限としています。

※事業毎の基金運用益による利下げ幅は地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成 20 年総務省令第 87 号）の規定に基づき、総務大臣が定めています。



ボートレース戸田（埼玉県戸田市）



別府競輪（大分県大分市）

3 貸付の審査体制

機構では、地方債の同意・許可等の手続により、事業の内容、適法性、償還確実性等が確認されていることを前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しています。

- ①貸付予定の地方公共団体・公営企業について、（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める健全化判断比率等を用いて）決算数値及び個別の財政状況等を確認します。また、必要に応じ都道府県及び政令指定都市の関係部署にヒアリングを行います。
- ②貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。
- ③貸付後、全都道府県に職員が赴き、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、財政状況・経営状況を把握します。



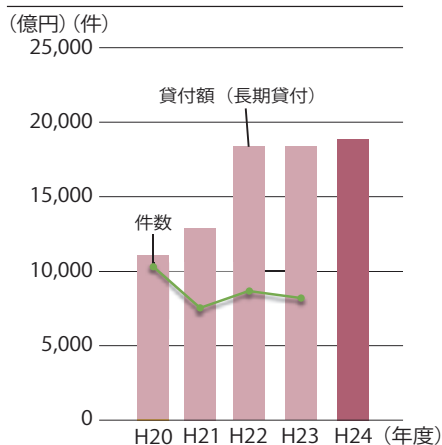
4 貸付実績・貸付残高

1. 全体の貸付実績・貸付残高の推移

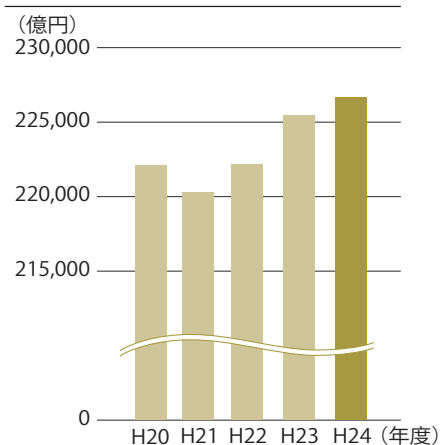
旧公庫の貸付額（長期貸付）は平成9年度の2兆1,369億円がピークであり、以後、貸付額は減少していましたが、平成21年度からは一般会計債も貸付対象としたこと、東日本大震災に関連する事業への貸付けのニーズが高まっていること等から、近年は増加しています。

平成24年度の貸付実績は1兆8,864億円であり、平成24年度末における貸付残高は22兆6,686億円となっています。

貸付実績の推移



貸付残高の推移

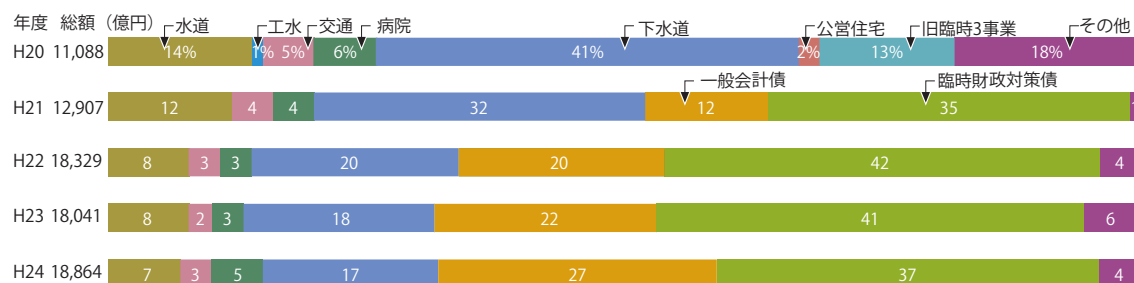


2. 事業別・団体種別貸付実績

貸付けの実績を年度別事業別にみると、平成 21 年度からは、当機構の改組によりこれまで主として公営企業債であった貸付対象を広く一般会計債に拡充し、また、臨時財政対策債が新たに貸付対象となったことから、事業毎の構成比は大きく変化しています。

平成 24 年度の事業毎の貸付実績は、臨時財政対策債が最も多く 7,062 億円で全体の 37% を占め、次いで下水道事業 3,238 億円 17%、合併特例事業 1,808 億円 10% の順になっています。

年度別事業別長期貸付額構成比（受託貸付を除く）



※同意・許可前貸付は長期貸付に振り替えられた年度に計上しています。

※その他には、公営企業借換債及び被災施設借換債を含んでいます。

※四捨五入により、計が一致しない場合があります。

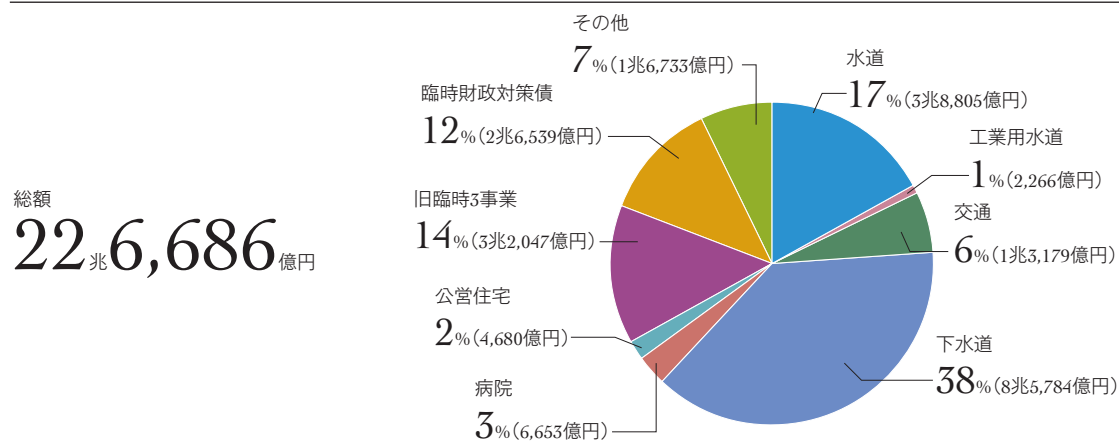
※一般会計債には、公営住宅、旧臨時 3 事業に係る貸付けを含んでいます。

3. 事業別・団体種別貸付残高

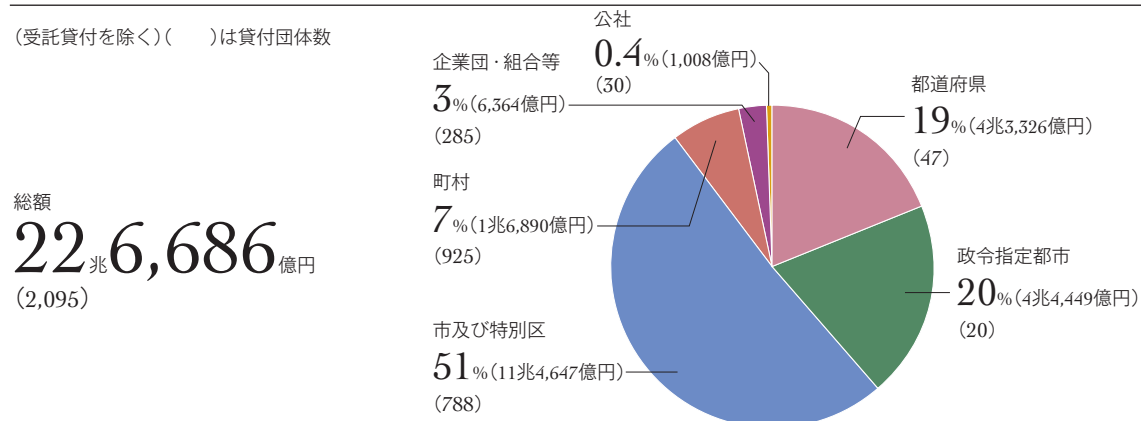
平成 24 年度末の貸付残高は 22 兆 6,686 億円で、これを事業別にみると下水道事業が最も多く全体の 38%を占め、次いで水道事業 17%、旧臨時 3 事業 14%の順になっています。

貸付けを行っている地方公共団体等の数は、平成 24 年度末現在では、全都道府県をはじめとして 2,095 団体に及んでいます。残高ベースでの内訳は、政令指定都市を除く市及び特別区が 11 兆 4,647 億円で最も多く全体の 51%を占めています。次いで、政令指定都市が 4 兆 4,449 億円で 20%、都道府県が 4 兆 3,326 億円で 19%となっており、残り 2 兆 4,264 億円が町村及び企業団・組合等で 10%となっています。

事業別貸付残高（平成 25.3.31 現在）



団体種別貸付残高（平成 25.3.31 現在）



5 貸付対象事業の紹介

下水道事業



千屋浄化センター（岡山県新見市）

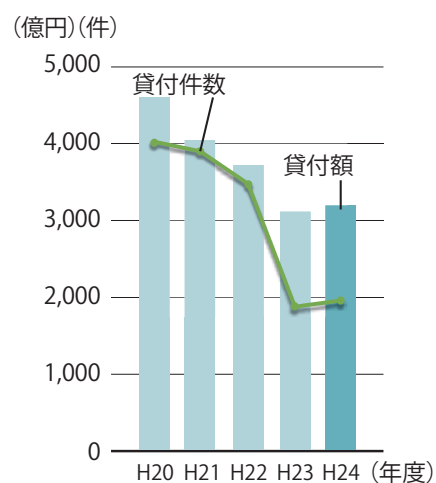
下水道事業は、汚水の処理による生活環境の改善や雨水の排除による浸水の防除、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たしています。

汚水処理人口普及率は、平成 23 年度末で 87.6% となっており、このうち人口 5 万人未満の市町村における普及率は 73.9% となっています。

下水道事業の数は、3,625 事業で、年間総処理水量（流域下水道分を除く雨水処理水量と汚水処理量の合計）は約 149 億 m^3 となっており、平成 23 年度末における現在処理区域内人口は 1 億 101 万人となっています。

平成 24 年度の貸付額は、3,238 億円となっています。

※写真は融資事業の例ですので、平成 24 年度に貸付けた事業とは限りません。



水道事業



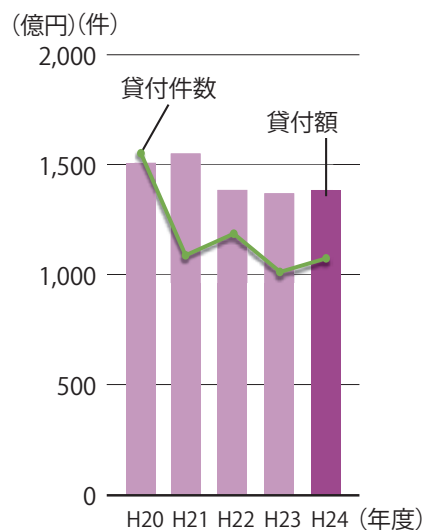
大井川広域水道企業団（静岡県）

上水道事業は、清浄で豊富廉価な水の供給による、公衆衛生の向上、生活環境の改善に重要な役割を果たしています。

水道普及率は、平成 22 年度末で 97.5% となっています。

地方公共団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）は、2,134 事業あり、年間約 185 億 m³の給水を行っており、給水人口は約 1 億 2,477 万人となっています。

平成 24 年度の貸付額は、1,385 億円となっています。



病院事業

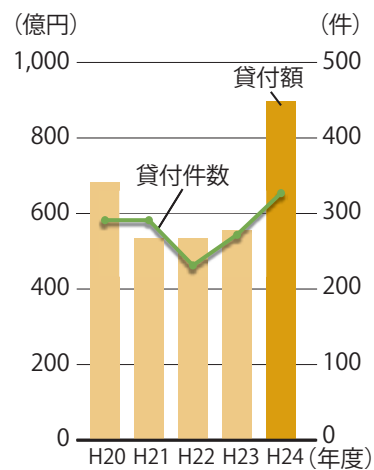


神戸市立医療センター中央市民病院（兵庫県神戸市）

病院事業は、一般医療はもちろん、民間医療機関が提供することが困難な離島、山間地等のへき地医療、急速な体系的整備が必要とされる救急医療、高度医療及び結核、精神医療等の特殊医療の確保に重要な役割を果たしています。

地方公共団体が経営する病院事業は、652 事業で、これらの事業が有する病院の数は 863 病院（一般病院 828、結核病院 1、精神科病院 34）となっています。

平成 24 年度の貸付額は、896 億円（地方独立行政法人が経営する病院事業への貸付金を含む。）となっています。



交通事業

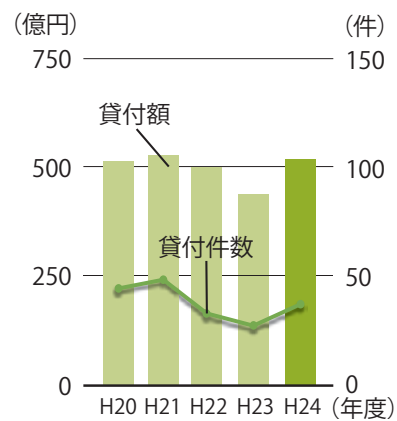


鹿児島市電（鹿児島県鹿児島市）

交通事業は、バス、都市高速鉄道、路面電車、モノレール、船舶等地域における交通手段の確保に、重要な役割を果たしています。

地方公共団体が経営する交通事業は、80 団体 98 事業あり、年間延べ約 40 億人（1 日平均 1,077 万人）に利用されています。

平成 24 年度の貸付額は、518 億円となっています。

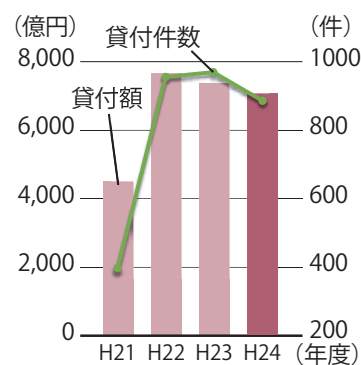


臨時財政対策債

臨時財政対策債は地方公共団体の一般財源不足を補うため、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）の規定に基づき、特別に発行を認められた地方債です。

臨時財政対策債の発行に伴い地方公共団体が将来にわたって支払うべき元利償還金は後年度の地方交付税としてその全額が措置されることとなっています。

平成 24 年度の貸付額は、7,062 億円となっています。



緊急防災・減災事業

緊急防災・減災事業は東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高いもので地域における即効性のある防災、減災に重要な役割を果たしています。

平成 24 年度の貸付額は、819 億円となっています。



津波避難路



防災無線

■合併特例事業

合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業や都道府県の構想に位置付けられた市町村の合併に伴い必要となる事業、合併した市町村において都道府県等が行う交通基盤の整備事業であり、平成 21 年度から新たに貸付対象になったものです。また、上水道、下水道及び病院事業について、合併に伴う増嵩経費に対する一般会計からの出資や市町村振興のための基金造成等も対象となっています。

平成 24 年度の貸付額は、1,808 億円となっています。

■地方道路等整備事業

地方公共団体が単独事業として行う都道府県道、市町村道、農道、林道等の整備事業です。従来機構の貸付対象としていた臨時地方道整備事業は、平成 21 年度から地方債計画において地方道路等整備事業に再編されました。

平成 24 年度の貸付額は、989 億円となっています。

■公共事業等

いわゆる公共事業は、国全体からみて必要とされる事業に対して、それぞれの法律や予算によって国が事業費の一部を補助、負担するか、又は国が直接事業を行うものです。そのうち地方公共団体が負担する部分が起債対象となり、機構資金については、社会資本整備総合交付金を受けて実施する道路事業等が貸付対象となります。

平成 24 年度の貸付額は 554 億円となっています。

■公営住宅事業

公営住宅は、地方公共団体により建設され、平成 23 年度末では約 217 万戸が管理されています。

平成 24 年度の貸付額は、151 億円となっています。

■学校教育施設等整備事業

地方公共団体が単独事業として行う高等学校（一般事業の対象となるものを除く。）、幼稚園等の施設整備・用地取得造成や義務教育施設の大規模改造事業です。

平成 24 年度の貸付額は 36 億円となっています。

■社会福祉施設整備事業

老人福祉施設や児童福祉施設等の社会福祉施設の整備事業です。

平成 24 年度の貸付額は 187 億円となっています。

■一般事業

一般事業は、地方財政法第5条等に規定する適債事業のうち、地方債計画の他の事業項目で措置されない全ての事業を対象とするものであり、機構資金については臨時河川等整備事業（中小河川の整備）や臨時高等学校整備事業（建築後15年程度を経過した高等学校の改築事業等）等が貸付対象となります。

平成24年度の貸付額は、95億円となっています。

■地域活性化事業

「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」の構築を図る「緑の分権改革」に資する事業及びこれまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に係る事業等地域の活性化のための基盤整備事業を対象としています。

平成24年度の貸付額は、94億円となっています。

■防災対策事業

地方公共団体が行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災対策事業です。

平成24年度の貸付額は、300億円となっています。

■工業用水道事業

地方公共団体が経営する工業用水道事業は、152事業258施設あり、6,088箇所の工場等に年間約45億m³を給水しています。

平成24年度の貸付額は、106億円となっています。

■電気事業・ガス事業

地方公共団体が経営する電気事業は、63事業351発電所で、発電能力は最大出力275万kW、年間発電電力量は96億kWhに達しています。また、地方公共団体は、30のガス事業を経営し、86万戸の家庭に年間352億MJのガスを供給しています。

平成24年度の貸付額は、49億円となっています。

■港湾整備事業

地方公共団体が経営する港湾整備事業は、99事業で、埋め立て、荷役機械、上屋、倉庫、貯木場、引船等の事業を行っています。

平成24年度の貸付額は、45億円となっています。

■介護サービス事業

地方公共団体が運営する介護サービス事業は、592事業となっています。介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の整備事業及び介護のために必要な機械器具の整備事業に対して貸付けを行っています。

平成24年度の貸付額は、8億円となっています。

貸付業務

■市場事業

地方公共団体が経営する市場事業は、170 事業で、年間の取扱量は、そ菜 744 万トン、果実 245 万トン、水産物 341 万トン、肉類その他 76 万トンに達し、生活物資の流通の近代化に貢献しています。

平成 24 年度の貸付額は、33 億円となっています。

■と畜場事業

地方公共団体が経営すると畜場事業は、70 事業で、平成 23 年度における年間処理実績は 405 万頭となっています。

平成 24 年度の貸付額は、16 億円となっています。

■観光施設事業（産業廃棄物処理事業を含む。）

観光施設事業は、休養宿泊事業 132 事業をはじめ、ロープウェイ 59 事業、その他観光事業（温泉、城、資料館、動植物園等）165 事業の合計 356 事業が行われています。

平成 24 年度の貸付額は、0.8 億円となっています。

■駐車場事業

地方公共団体が経営する駐車場事業は、230 事業 697 施設であり、公営駐車場の収容能力は約 12 万 5 千台、1 日平均利用台数は約 17 万台となっています。

平成 24 年度の貸付額は、20 億円となっています。

【平成 25 年度新規貸付対象事業等】

■全国防災事業

東日本大震災の教訓を踏まえて実施する国の東日本大震災特別会計予算における全国的な防災対策の事業です。

平成 25 年度の貸付計画額は 4 億円となっています。

■一般事業（施設建替え復旧関連事業）

東日本大震災により被災した公共・公用施設のうち、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規定する建築物とおおむね一致する施設を地方単独事業により建て替える場合、原型復旧（相当）部分を超える部分に係る所要額を新たに貸付対象としました。

平成 25 年度の貸付計画額は一般事業 95 億円の内数となっています。

地方支援業務

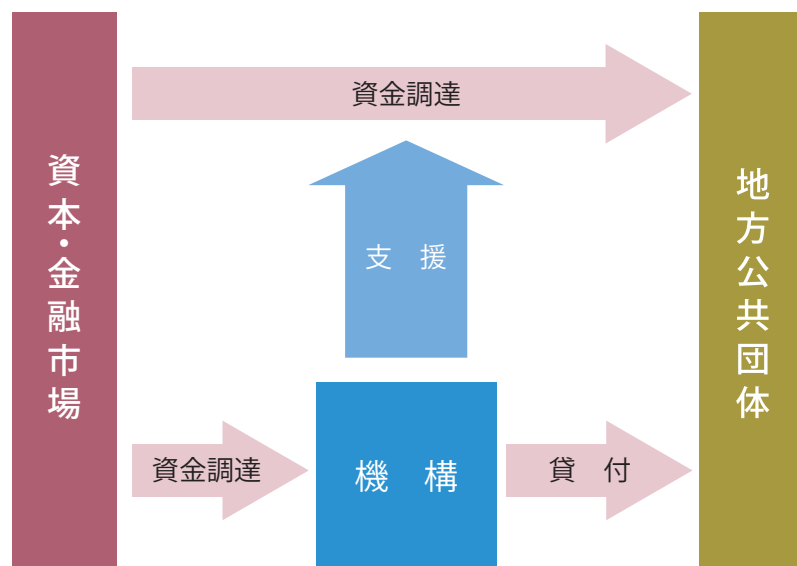
地方公共団体のニーズにあわせて、民間金融機関等からの資金調達等に関し、必要な支援を実施します。

1 基本姿勢

機構は、地方債資金の共同調達機関であり、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、長期かつ低利の資金を地方公共団体に融通する役割を担っています。

この市場参加者としての専門知識・経験を活かしながら、地方公共団体が民間金融機関等からの資金調達を効率的に行えるよう、地方公共団体のニーズにあわせて必要な支援を実施しています。

また、機構は国や関係機関と連携・協力の下、市場参加者と情報交換を行い、大学・研究者・シンクタンク等とも連携強化を図り、地方公共団体の求める支援を提供しています。



2 地方支援業務の概要

地方支援業務は、人材育成、調査研究、実務支援、情報発信の4つの柱で構成され、個別の地方公共団体のニーズに応じ、支援を実施しています。

なお、近年、地方公共団体のニーズが複雑・多様化するとともに、支援要請件数が増加していることを踏まえ、平成25年度は、金融専門知識や経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーを増員する等支援体制を強化するとともに、支援内容の一層の充実を図っています。

1. 人材育成

地方公共団体の職員が、各団体において、「最適な資金調達・資金運用」を実現する上で必要不可欠な基礎的な金融知識を習得するための研修会や出前講座を開催しています。

■研修会の開催

資金調達・資金運用に関する基礎的な知識の習得を目的とした研修会を、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催等により実施しています。

■出前講座の開催

地方公共団体に機構職員を講師として派遣し、個別の要望に応じた日程、テーマで講義を実施しています。

■実務テキスト

資金調達等に係る基礎的な知識に関するテキストを作成し、ホームページ等を通じて公開しています。

2. 調査研究

地方公共団体の資金調達等や地方財政における金融の意義・役割等、地方金融に関する総合的な研究を実施し、その成果を地方公共団体へ還元しています。

■調査研究の実施

研究者、シンクタンク等との連携強化を図りつつ、地方公共団体の業務向上に資するテーマについて調査研究を実施しています。

■フォーラム等の開催

地方金融に関する総合的な研究を推進するとともに、地方公共団体の資金調達等のあり方等を整理し、研究や議論の成果を地方公共団体に還元するため、東京大学と共同でフォーラム等を開催しています。

3. 実務支援

地方公共団体からの資金調達等に関する支援要請に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーや特定のテーマに知見を有する専門家の派遣等により、きめ細かな支援を提供しています。

■資金調達等に係る実務支援

地方公共団体が抱える資金調達・資金運用に係る具体的な課題や疑問に対して、自治体ファイナンス・アドバイザーが、電話・メール・訪問等の方法によって助言を行っています。

■住民参加型市場公募地方債発行支援

住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーが助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行っています。

■地方公営企業会計制度見直し支援

都道府県等が開催する実務相談会等に対し、公認会計士等の専門家を派遣すること等を通じ、平成26年度予算・決算から適用される新会計基準への円滑な移行を支援しています。

4. 情報発信

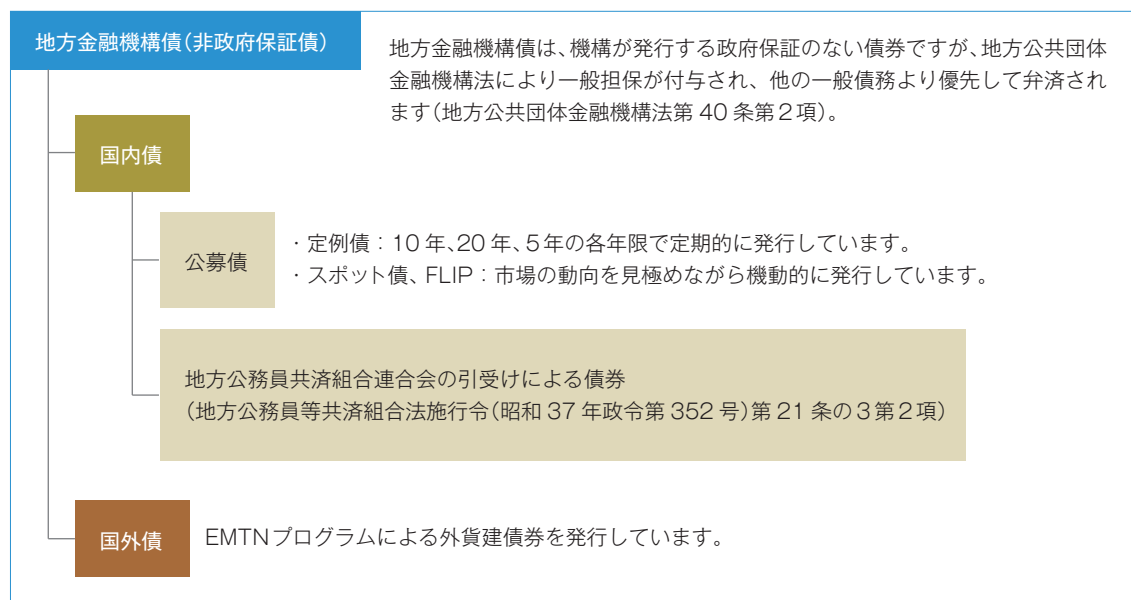
ホームページやリーフレット等を効果的に活用することにより情報発信を強化し、地方支援業務を積極的に周知するとともに、地方公共団体が資金調達を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識を、ホームページ、広報誌、研修等を通じて、活用方法も含め提供しています。

地方公共団体の共同の資金調達機関として、地方公共団体に対し長期かつ低利の資金を融資するため、その原資となる資金について調達コストの低廉化を図りながら、安定的に調達を行います。

1 機構債券の種類

貸付業務等に必要な資金調達については、公募による地方金融機構債（非政府保証債）の発行を基本としながら、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券の発行も併せて行います。

また、旧公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証債の借換えについては、政府保証債の発行によって行います。



政府保証債	政府保証債は、旧公庫から承継した債権の管理を円滑に行うため、既往の政府保証債の借換え分についてのみ発行しています。なお、地方金融機構債と同様に一般担保が付与されています。
-------	---

※スポット債、FLIP、EMTN プログラムについては P13 を参照。

2 資金調達の基本姿勢

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくことを通じて、資本市場からの確固たる信託を維持してまいります。また、市場環境や市場ニーズに応じた機動的な資金調達に努めてまいります。

1. 資金調達手段の多様化

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しながら、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限と形態による柔軟な資金調達に努めます。

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えてまいります。国内債については、特に 10 年債を定例的に発行するとともに、FLIP による機動的な債券発行を行うほか、国外債については、EMTN プログラムによるベンチマークサイズの非政府保証外債を継続的に発行してまいります。

また、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、調達コストの縮減が図られるよう多様な市場における債券発行に努めてまいります。

2. 積極的な情報開示と説明の徹底

投資家判断に資するよう機構の事業・財務内容やリスク管理の状況について、情報開示を適切に実施します。

また、機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構への確固たる信託を維持するため投資家説明会や個別投資家訪問といった IR を積極的に実施します。そして、海外市場における債券発行の円滑化を図る観点から、海外投資家に対する IR についても積極的に実施します。

この他、投資家の投資計画策定に資するよう年間の債券発行計画を策定し公表するとともに、年度中の 9 月においても下半期の債券発行計画を公表します。

3. 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献してまいります。

※ FLIP、EMTN プログラムについては P13 を参照。

3 機構債券の特徴

機構が発行する地方金融機構債は、以下のような特徴から、地方債と同様の信用力の極めて高い債券であり、いわば「スーパー地方債」であると考えています。

- 機構は地方共同の資金調達機関であり、全ての都道府県・市区町村の出資により設立された公的な機関であること
- 機構の貸付先は、地方公共団体に限られており、デフォルトはこれまで一度もないことから、資産の安定性は高いといえること
- 金利変動による損失を補てんするための金利変動準備金や貸付利率を軽減するための地方公共団体健全化基金等万全の財務基盤が確保されていること
- 地方公共団体金融機構法において、機構解散時の最終弁済責任は地方公共団体が負うとされていることから、償還確実性が担保されていること

機構は、スタンダード & プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)、ムーディーズ・ジャパン (Moody's) 及び格付投資情報センター (R&I) より、日本国内の公共債発行機関では最高位の発行体格付けを取得しています。

また、機構のリスクウェイトのカテゴリーは円建債 10%、外貨建債 20% となっています。

このほか、海外投資家（非居住者、外国法人等）が受け取る機構債券等（機構が発行する債券（旧公庫が発行し、機構が承継する債券を含む。））の利子等について非課税とする税制上の措置が講じられています。

※リスクウェイトについては、日本国内投資家向け数値であり、海外の投資家に関しては、各国規制当局の確認によるものとなります。また政府保証債については、円建債、外貨建債にかかわらず 0% となっています。（平成 25 年 3 月 31 日現在）

発行体格付(依頼)	S&P : A A - Moody's : A a 3 R&I : A A + (平成 25.3.31 現在)	
BIS リスク・ウェイト	地方金融機構債 : 10%(円建) 20%(外貨建)	(参考)政府保証債 : 0% 国債・地方債 : 0%
一般担保	機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 なお、この先取特権の順位は、民法(明治 29 年法律第 89 号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとされている。(地方公共団体金融機構法第 40 条)	

4 資金調達実績の推移

機構では、非政府保証の地方金融機構債（公募債、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券）及び旧公庫から承継した債券の借換えのための政府保証債を発行しています。

旧公庫においては、政府保証債及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券の他、平成 13 年度から平成 20 年度まで、政府保証のない公募債として財投機関債を発行していましたが、平成 20 年度の機構の業務開始以降、政府保証債の発行額（後述の国庫納付のための増額分は除く）は減少傾向にあり、地方金融機構債は増加傾向にあります。

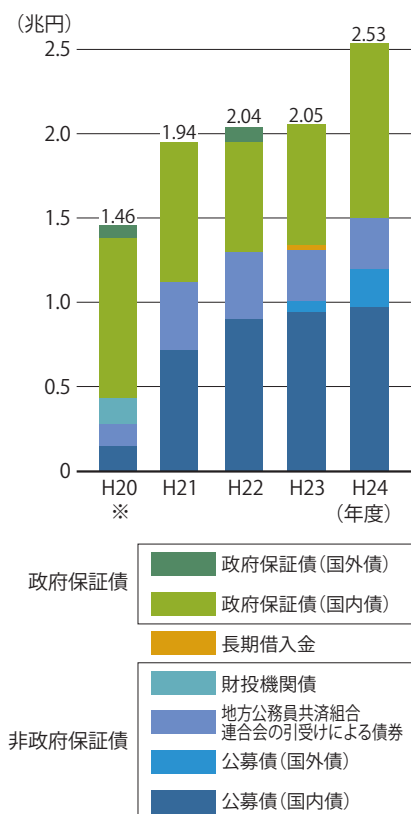
平成 24 年度の債券発行総額は 2 兆 5,268 億円となっています。機構の業務開始以降、債券発行総額は 2 兆円前後で推移していましたが、平成 24 年度については、平成 23 年度から約 4,700 億円の増となっています。これは、平成 24 年度に公庫債権金利変動準備金のうち 3,500 億円を国庫に納付するため、政府保証債の発行額を増額したことによるものです。

また、平成 24 年度の債券発行残高は 18 兆 6,911 億円、借入金残高は 300 億円となっており、これらの合計は 18 兆 7,211 億円となっています。

このうち、一般勘定の残高は 5 兆 4,197 億円、管理勘定の残高は 13 兆 3,014 億円となっており、一般勘定については、残高は増加する一方、管理勘定については、減少しています。

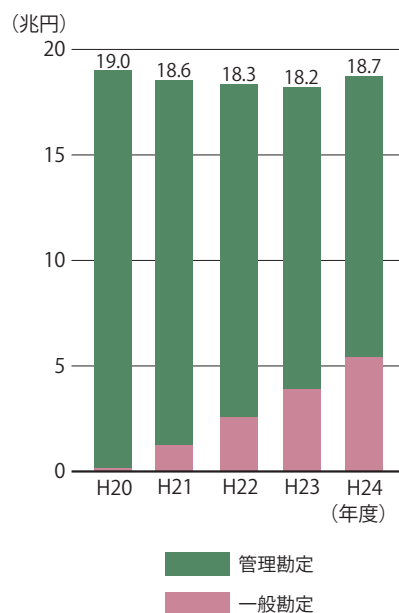
※公庫債権金利変動準備金の一部国庫納付については P55 を参照。

資金調達額



※平成20年度は公営企業金融公庫と地方公営企業等金融機構の
合算額

債券発行及び借入金残高



※管理勘定及び一般勘定についてはP55を参照。

Ⅱ 章

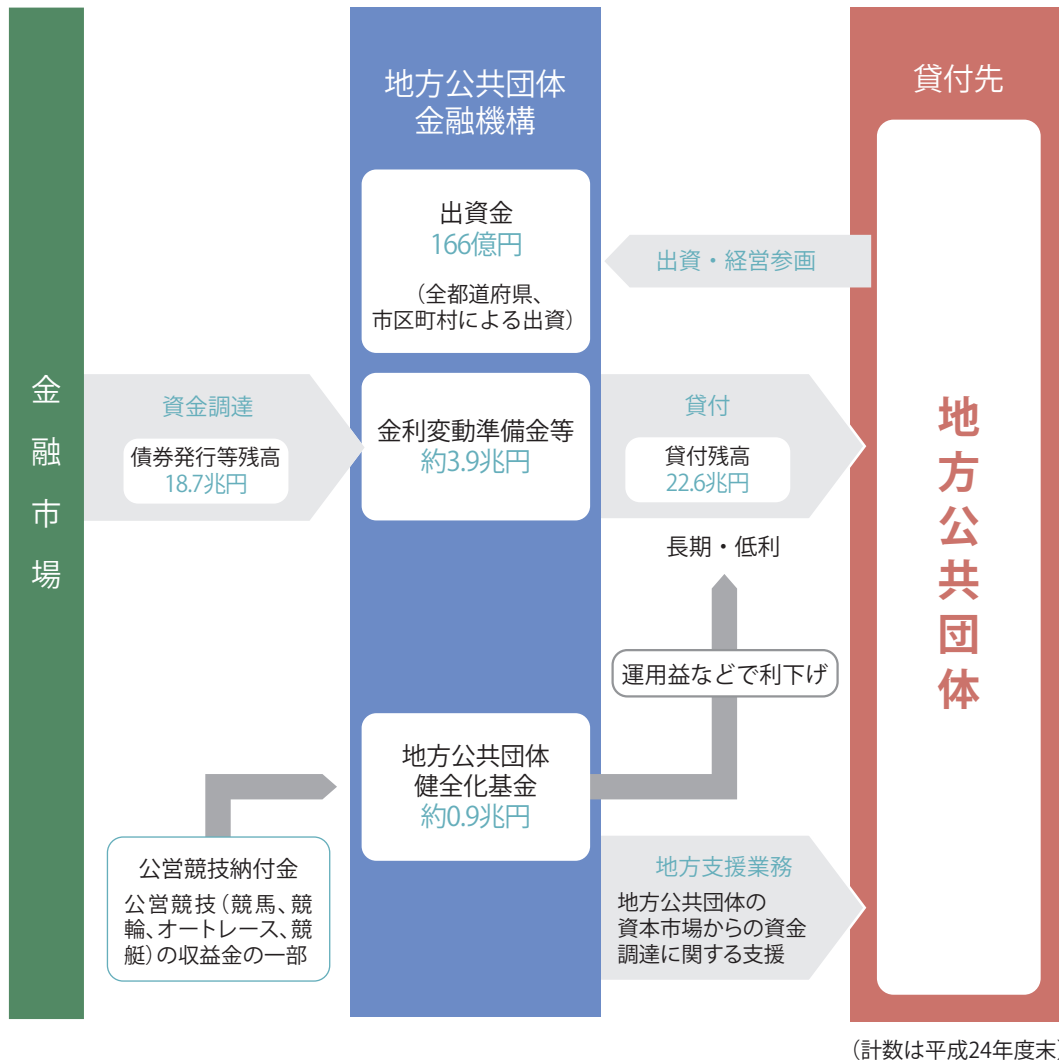
業務運営体制

機構の基本的な仕組み	48
1. 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ	48
2. 出資金	49
ガバナンス（企業統治）	50
1. ガバナンス	50
2. 財務報告に係る内部統制	52
3. 内部監査	53
一般勘定と管理勘定	54
リスク管理	56
1. リスク管理全般	56
2. 個別リスク管理	57
コンプライアンス（法令等遵守）	63
ディスクロージャー	64



機構の基本的な仕組み

1 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



全ての地方公共団体の出資による地方共同法人

地方公共団体金融機構は、法律の規定に基づき、全ての都道府県及び市区町村の出資により設立された「地方共同法人」です。

機構は、地方公共団体のみを対象として資金の貸付けを行っています。

また、国又は都道府県が同意・許可を行った地方債に対して貸付けを行っており、これまで貸し倒れは一件も発生していません。

地方債資金の共同調達機関

機構は地方公共団体の共同による資金調達を行う機関として、個々の地方公共団体の資金調達を補完する役割を果たしています。

地方公共団体の社会資本整備については、資本費の回収に長期を要することや世代間の負担の公平を図る必要があることから、長期資金の調達が望ましい場合が多いと考えられますが、地方公共

団体が行う資本市場からの資金調達、10 年以下が一般的となっています。

このため、当機構において、資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給しています。

また、仮に機構が解散する場合は、地方公共団体が債務弁済義務を負う旨法律に規定されており、債券の償還確実性が担保されています（地方公共団体金融機構法第 52 条第 1 項）。

強固な財務基盤

機構は、地方公共団体に対して最長 30 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は主として 10 年債の発行により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じています。そのため、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）への対応に必要な財務基盤として、金利変動準備金等を設けています。

健全化基金を活用した利下げ

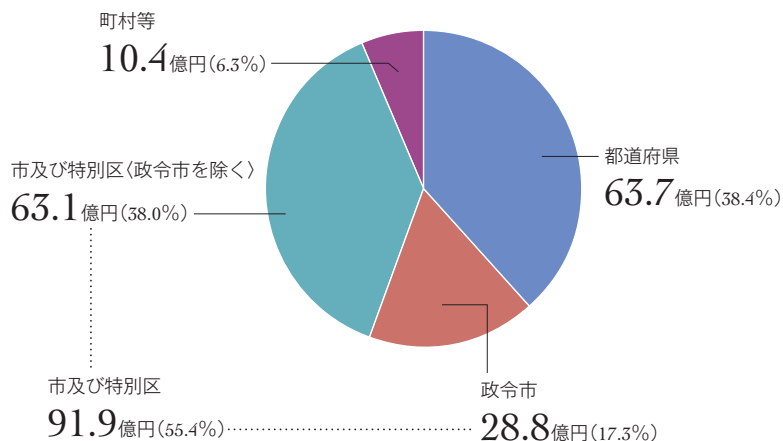
機構は、公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の施行団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っています。

2 出資金

機構は地方公共団体が自ら設立し、主体的に運営する法人であることから、出資者は地方公共団体に限定されています。

平成 25 年 3 月 31 日現在、全ての都道府県及び市区町村等 1,790 団体から、合計 166 億 210 万円の出資を受けています。

地方公共団体別出資額及び割合



※出資額の合計については、四捨五入のため、実際の額とは異なります。

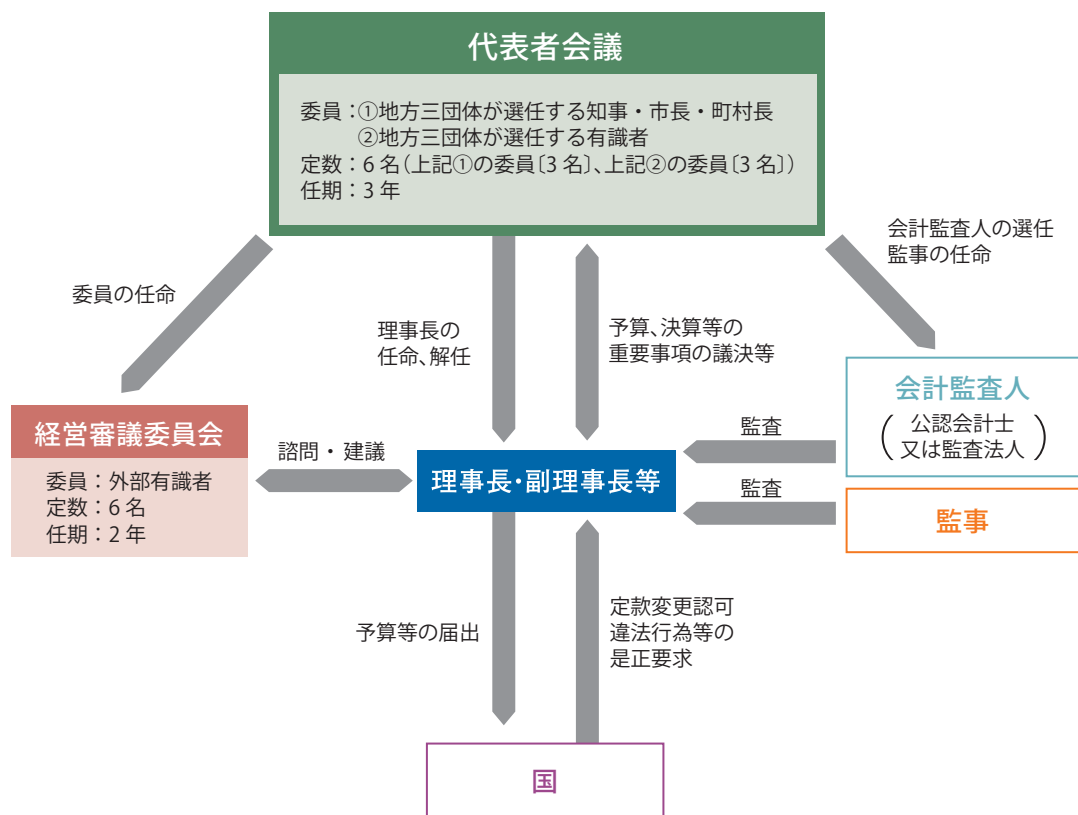
※町村等には、一部事務組合が含まれます。

ガバナンス（企業統治）

機構の運営については、外部有識者の代表者会議・経営審議委員会への参画や、会計監査人による監査等により、責任あるガバナンス（企業統治）が確保されています。

1 ガバナンス

機構のガバナンスの仕組み



1. 代表者会議

機構は地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会議が機構の最高意思決定機関として設けられています。

また、代表者会議の委員については、外部性、透明性の確保を図るため、知事、市長、町村長それぞれの代表者（3名）に加え、それと同数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者が選任されています。

代表者会議は、予算・決算等、機構の運営全般に関する重要事項について議決権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び債務の状況を報告させたり、違法行為等の是正を命ずる権限を有しています。

代表者会議委員（平成 25 年 3 月 31 日現在）

敬称略 ◎は議長

- 地方公共団体の代表者 ◎伊藤 祐一郎（鹿児島県知事）
森 民 夫（新潟県長岡市長）
藤 原 忠 彦（長野県川上村長）
- 外部の学識経験者 小 幡 純 子（上智大学法科大学院教授）
堀 場 勇 夫（青山学院大学教授）
森田 富治郎（日本経団連 21 世紀政策研究所所長・
第一生命保険（株）特別顧問）

2. 経営審議委員会

地方公共団体は資金の貸し手となる機構の設立主体であり、かつ資金の借り手でもあるという点を踏まえ、透明性かつ外部性を備えた経営と責任あるガバナンスを確立するため、外部有識者による審議機関として経営審議委員会が設けられています。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者その他の学識経験者のうちから代表者会議が任命します。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算等、機構の業務に関する重要事項について意見具申を行うことができるとともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求めることができます。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義務があります。

経営審議委員会委員（平成 25 年 3 月 31 日現在）

敬称略 ◎は委員長

- ◎ 林 宜 嗣（関西学院大学教授）
- 鈴 木 豊（青山学院大学大学院教授・公認会計士）
- 栢 森 哲 也（元（株）時事通信社取締役）
- 篠崎 由紀子（（株）都市生活研究所代表取締役）
- 勢 一 智 子（西南学院大学教授）
- 米 田 保 晴（信州大学法科大学院教授）

3. 監事による監査

監事は独立の機関として財務内容等の監査を含む機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施します。また、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができることとされています。

4. 会計監査人による外部監査

機構は市場からの資金調達を行う組織であることから、市場の信認を得て低利な資金調達を可能とするためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要となります。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が選任する会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査が義務づけられています。

2 財務報告に係る内部統制

機構は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成 20 年総務省令第 87 号。以下「財務会計省令」という。）の規定に基づき、財務諸表等の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制を構築し、適正な整備・運用に努めることとされています。また、財務会計省令の規定に基づき、事業年度の末日（3 月 31 日）を基準日として、内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表することとなっています。

当機構では、機構の業務全般に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行い、またその評価を実施します。

具体的には、下記の内容を確認し、何らかの不備があった場合には、必要に応じた改善を図ることとしています。

- 組織全体に方針や手続が示されると共に、適切に整備及び運用が行われていること
- 重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価及び対応がなされていること
- 重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制が整備され、適切に運用されていること
- 真実かつ公正な情報が識別、把握及び処理されると共に、適切な者に適時に伝達される仕組みが整備され、適切に運用されていること
- モニタリングの体制が整備され、適切に運用されていること
- IT に対し、適切な対応がなされること

なお、平成 24 年度分の内部統制報告書においては、当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しています。また、内部統制報告書については、会計監査人による監査報告書において、「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める」旨の監査意見（財務会計省令第 32 条第 4 項第 1 号の規定に基づく無限定適正意見）を得ています。

3 内部監査

機構では、財務報告の信頼性の確保及び業務の適正かつ効率的な運営の確保に資することを目的として、業務を執行する各部各課室から独立した立場で、検査役が業務全体における内部管理態勢の適切性及び有効性の検証及び評価を行うとともに、内部監査を実施しています。

○内部監査の内容は次のとおりです。

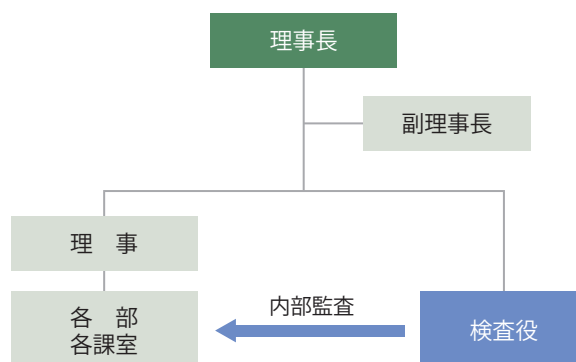
- ①各課・室の事務処理が法令や諸規程に従い適正に行われているか
- ②職務執行態勢は効率的であるか
- ③リスク管理態勢は適切かつ有効に機能しているか
- ④情報の管理・伝達・共有態勢は有効に機能しているか

検査役は、内部監査を終了したときは、その結果を理事長に報告します。

内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある課・室は遅滞なく必要な措置を講じ、検査役は、その措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を理事長に提出します。

また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告します。

内部監査の仕組み



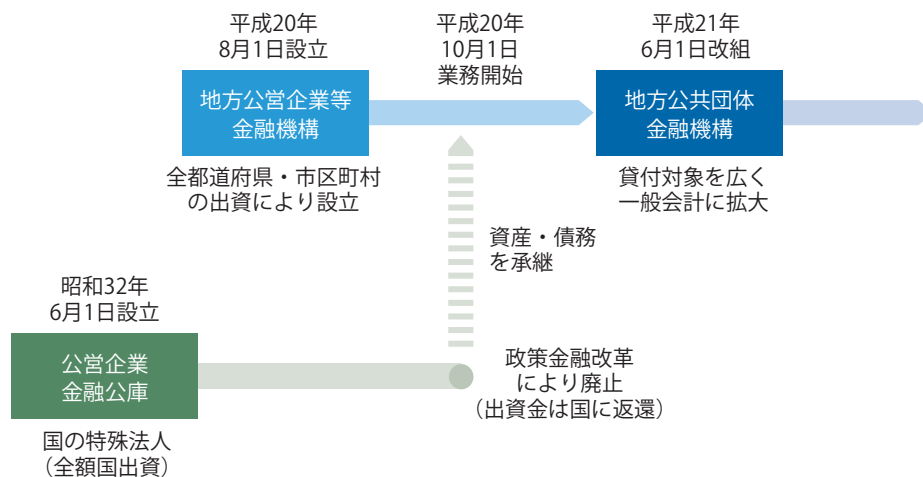
一般勘定と管理勘定

地方公共団体金融機構（当初の名称は地方公営企業等金融機構）は、地方債資金の共同調達機関として全都道府県・市区町村の出資により平成 20 年 8 月 1 日に設立され、同年 10 月 1 日に公営企業金融公庫の資産・債務を引き継いで業務を開始しました。

また、平成 21 年 6 月 1 日の改組により、現在の地方公共団体金融機構と名称を変更し、地方公共団体の一般会計も広く貸付対象となりました。

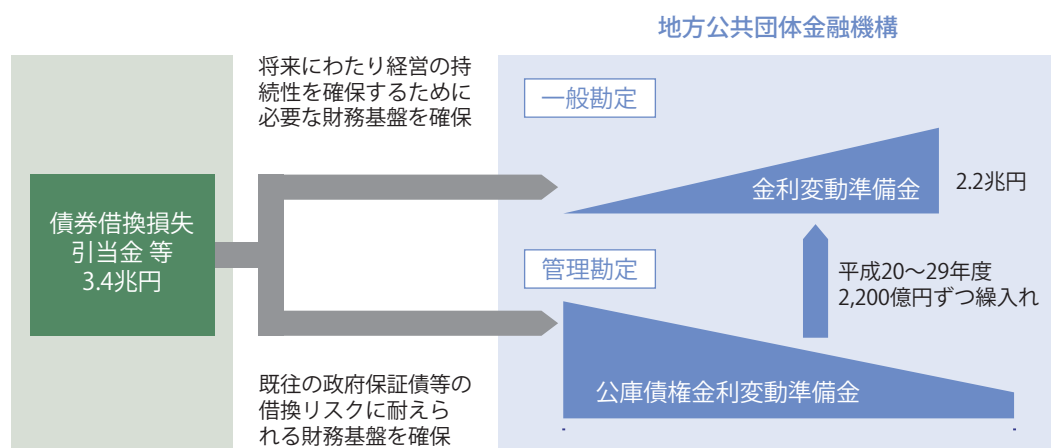
機構の業務開始以降の新たな貸付け、債券発行等については「一般勘定」により経理を行うこととされ、一方、機構が旧公庫から承継した債権の管理、回収等の業務（公庫債権管理業務）については「管理勘定」を設け、両者の経理を区分することとされています。

なお、管理勘定においては、既往の政府保証債の借換えに必要な債券を発行しており、これについては政府が保証を付すことができることとされています。



機構の発足に際しては、機構の将来にわたる安定的な経営を確立するため、旧公庫から債券借換損失引当金等約 3.4 兆円の全額を承継しています。

このうち、機構が将来にわたり経営の持続可能性を確保するために必要な 2.2 兆円については、10 年分割で一般勘定に繰入れることとされており、残余については、旧公庫から承継した貸付債権や既往の債券を適切に管理し、政府保証債等の借換えリスクに備えるため、管理勘定の財務基盤として確保することとされています。



また、公庫債権管理業務が終了し、管理勘定を廃止したときに残余財産がある場合は、その財産は、国に帰属するものとされています。

ただし、管理勘定廃止前であっても、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金等が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる額を国に帰属させるものとされています（地方公共団体金融機構法附則第14条）。

この規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの3年間で、総額1兆円を目途として公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなりました。その全額が交付税特別会計に繰り入れられ、地方交付税の総額の確保に活用されることとなります。

平成24年度は3,500億円を納付し、平成25年度は6,500億円を納付することとしています。

なお、平成20年度には、地域活性化・生活対策臨時交付金の財源として同準備金3,000億円を国庫へ納付しております。

1 リスク管理全般

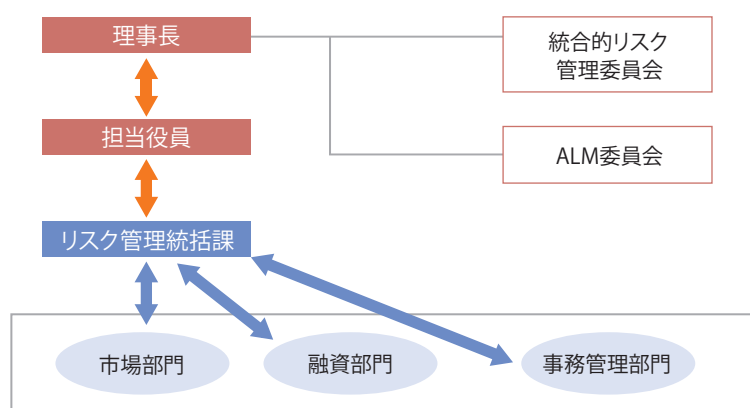
1. 統合的リスク管理とリスク管理体制

地方公共団体金融機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っています。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしています。

機構のリスク管理体制



2. 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っています。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行った上で、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めています。

2 個別リスク管理

1. 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

(1) 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されています。地方公共団体は、B I S 規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっています。実際、旧公営企業金融公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生していません。

- 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること
- 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること

(貸付債権の状況)

機構全体の貸付残高は平成 25 年 3 月末現在で 22 兆 6,686 億円となっていますが、そのうち 0.4% 程度の 1,008 億円は、旧公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るものです。機構は銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しており、債権はすべて非分類となっています。

なお、機構貸付残高のうち、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する地方公共団体に対するものは全体の 0.1% 程度となっています。

(2) 市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しています。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に I S D A マスター契約及び C S A (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しています。

2. 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

(1) 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクです。

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行いますが、一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っています。

このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについては、機構は以下のように対応することとしています。

○金利リスクへの対応

貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てています。平成 25 年 3 月末日現在の金利変動準備金は、一般勘定で 1 兆 1,000 億円、管理勘定で 2 兆 7,712 億円、両勘定合計で 3 兆 8,712 億円となっています。

今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 25 年度から平成 29 年度までの中期の管理目標を設定し^(注)、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めていきます。

機構が業務を開始して、まだ、4 年半しか経過しておらず、資産・負債とも、管理勘定に比し一般勘定は小規模ではありますが、平成 24 年度末のデュレーションギャップは 1.11 年、アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしています。）は 20.3%であり、(1) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下 (2) アウトライヤー比率をおおむね 20%以下とする平成 24 年度における中期の管理目標のほぼ範囲内となっています。

(注) アウトライヤー比率については、

- ①金利変動準備金等を貸付に充当しているため、貸付額に見合う債券発行を必要としないこと
- ②長期固定の貸付を行うという機構の業務の性格上、貸付・債券双方ともデュレーションが長い上、そのギャップが大きいこと

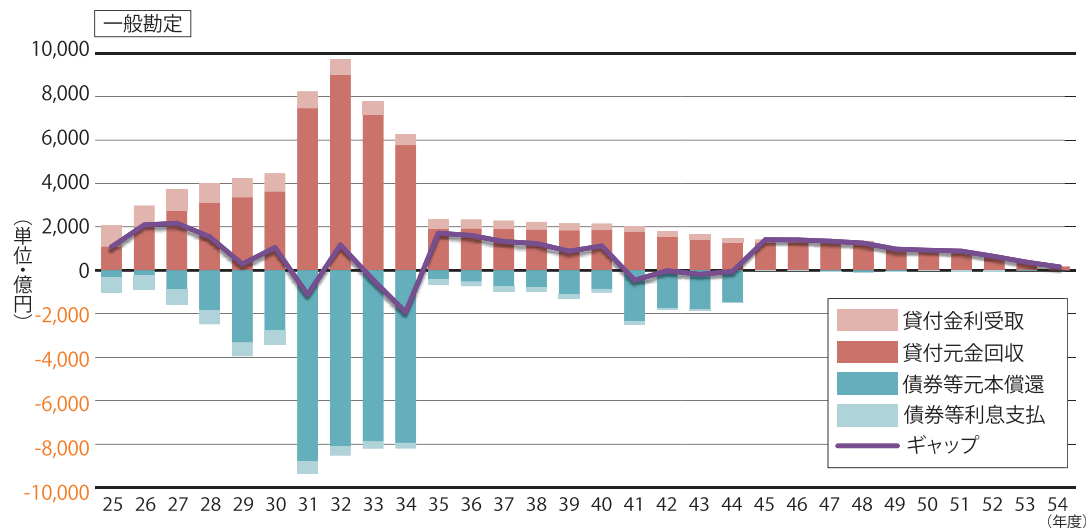
といった制度設計上の理由により、高水準で推移するという特殊性が明らかになったことから、参考値として公表は続けるものの、平成 25 年度より管理目標には使用しないこととしています。

旧公営企業金融公庫が貸付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っていますが、上記のとおり金利変動準備金として 2 兆 7,712 億円を積み立てています。また、平成 20 年 10 月以降、新たな貸付けを行わないことから期間の経過に伴い貸付資産・負債が縮小し、金利リスクは縮減していきます。

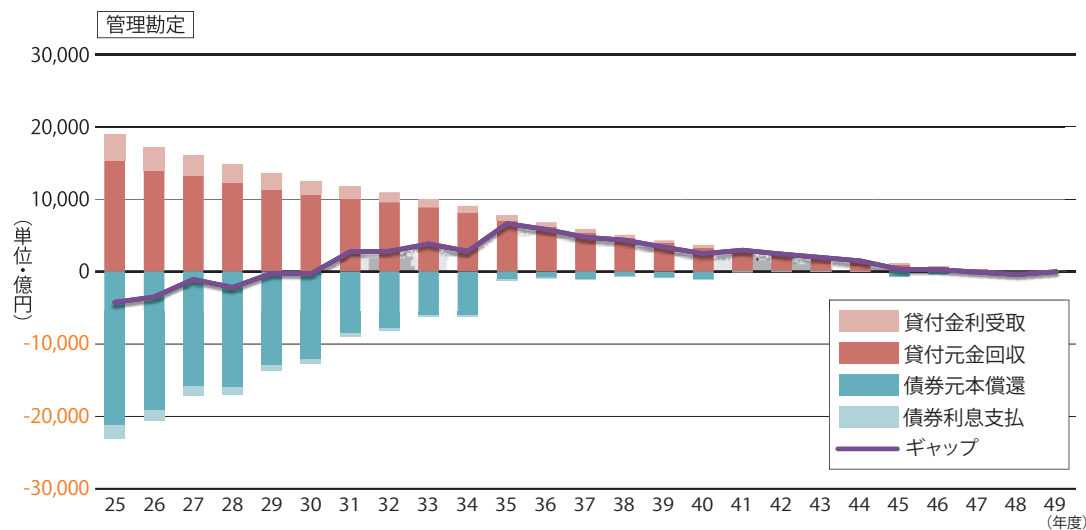
なお、先述のとおり、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で、地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定に基づき、総額 1 兆円を目途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。これを行ったとしても金利リスクへの備えとしては引き続き十分な準備金を保有しており、機構の経営に何ら影響を及ぼすものではありません。

リスク管理

貸付金と債券等（資金調達）のマチュリティラダー図（平成 25 年 3 月末時点）



・貸付デュレーション9.72年・債券等（資金調達）デュレーション8.61年・デュレーションギャップ1.11年（前年比+0.14年）



・貸付デュレーション6.70年・債券（資金調達）デュレーション4.33年・デュレーションギャップ2.37年（前年比▲0.05年）

機構全体

・貸付デュレーション7.63年・債券等（資金調達）デュレーション5.58年・デュレーションギャップ2.05年（前年比▲0.11年）

※マチュリティラダー、デュレーション、デュレーションギャップの用語については P70 を参照。

また、機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っています。これに対しては、原則、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでいます。

(2) 為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしています。余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っています。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしています。

3. 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっています。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしています。

4. オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、機構の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により、機構が損失を被るリスクです。

(1) 事務リスク

事務リスクとは、機構の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、機構が損失を被るリスクです。

機構では、マニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生防止に努めています。

(2) システムリスク

システムリスクとは、機構が保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクです。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、機構業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しています。

(3) その他のリスク

上記リスクのほか、機構は、法務リスク・人的リスク・有形固定資産リスク・風評リスクについて、適切な把握及び対応を行うこととしています。

5. 災害等への対応

機構が地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合もしくは受けたとの情報を得た場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しています。

また、機構のシステムは、万が一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えています。

コンプライアンス（法令等遵守）

1 基本的な考え方

機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すため、地方公共団体金融機構の法令等の遵守に関する規程（平成 20 年地公機規定第 10 号）を定めています。この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めています。

- 役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識した上、法令等を遵守し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。
- 役職員は、機構が担う業務内容について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信用確保に努めなければならない。

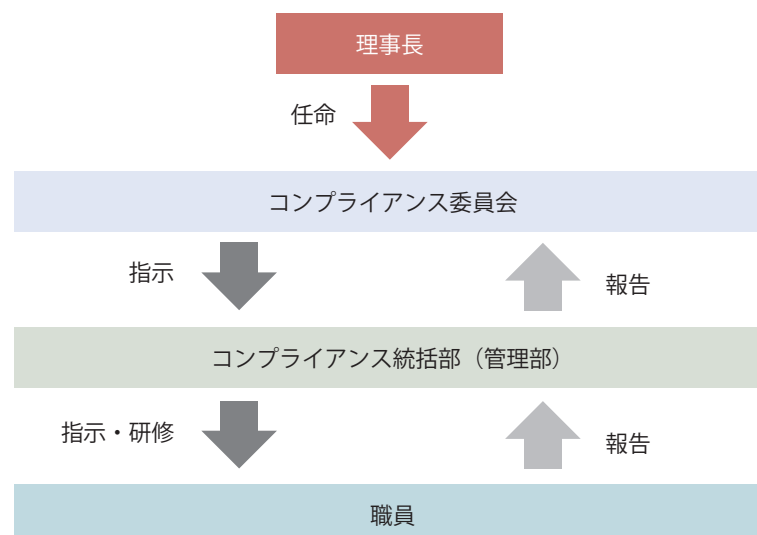
2 コンプライアンス体制

機構では、上記規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しています。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定等、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っております。

また、コンプライアンスに関する総合調整を行う部署として、コンプライアンス統括部を設置し、統括部においては、委員会からの指示のもと、コンプライアンスに関する事項の企画（体制指導・研修の実施・マニュアル整備）等を実施しております。

コンプライアンス体制



1 情報開示に関する基本姿勢

機構は、投資家保護の観点から、財務状況等の開示を行うことにより、経営の透明性を確保してまいります。

2 情報開示資料

1. 法令等に基づく情報開示資料

地方公共団体金融機構法第 36 条第 3 項の規定に基づく説明書類（有価証券報告書に類する書類、内部統制報告書）

事業報告書

財務諸表

決算報告書

2. その他の情報開示資料

予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画

事業実施方針

債券発行計画

パンフレット

ディスクロージャー誌

Annual Report

広報誌「JFM だより」



ウェブサイト (<http://www.jfm.go.jp/>)



広報誌「JFM だより」

地方債制度における機構の役割

1 日本の地方自治制度

我が国の地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担っています。

国が、国際社会における国家としての存立にかかわる事務等を重点的に担う一方で、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が担うこととされており、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の基盤の整備等については、その多くが地方公共団体により実施されています。

日本の地方自治制度では二層制が採用されており、地方公共団体には、都道府県及び市町村、東京都の特別区等があります。

都道府県は市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる事務や市町村に関する連絡調整に関する事務を、市町村は住民生活に身近な事務を処理しています。

地方公共団体金融機構はこれらの地方公共団体を対象として、資金の貸付けを行っています。

日本の地方公共団体の数

都道府県	47
市町村及び特別区	1,742
政令指定都市	20
市	769
特別区	23
町	746
村	184
計	1,789

※平成 25 年 4 月 1 日現在



2 地方財政と地方財政計画

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等が異なっており、これに対応して様々な行政活動を行っています。このような行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合を「地方財政」と呼んでいます。地方財政は、国の財政と並ぶ車の両輪として、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っており、平成 25 年度の地方財政の規模は約 84.5 兆円となっています（地方財政計画ベース（東日本大震災分を含む））。なお、平成 25 年度の国の一般会計予算規模は 92.6 兆円）。

地方公共団体は、住民生活に身近な事業を数多く実施していることから、人口や産業の集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差にかかわらず安定的に行政サービスを提供していく必要があります。これを担保するために、国は、毎年度、地方財政の規模や収支見通しを全体として捉えた「地方財政計画」を策定しています。地方財政計画は、毎年度の国の予算編成を受けて、地方公共団体総体としての歳入と歳出が均衡するように策定され、この計画を通じて、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方交付税や地方債等により各地方公共団体の財源が保障されています。

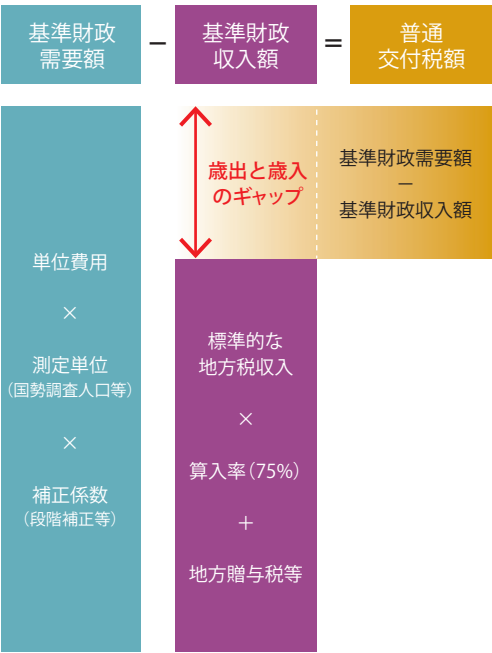
地方財政計画（平成 25 年度）

歳出 84.5 兆円	歳入 84.5 兆円
給与関係経費 19.8 兆円	地方税・地方譲与税 36.4 兆円
一般行政経費 32.5 兆円	地方特例交付金 0.1 兆円
公債費 13.1 兆円	地方交付税 17.7 兆円
投資的経費 12.5 兆円	地方債 11.3 兆円
公営企業操出金 2.6 兆円	国庫支出金、その他 19.1 兆円
その他 4.0 兆円	

※東日本大震災分を含む

3 地方交付税とは

本来、地方公共団体の事業実施に必要な財源は自ら徴収する地方税等自主財源をもって賄うことが望ましいと言えます。しかし、現実には税源等は地域的に偏在しているため、これを調整し、地方税収の少ない団体にも、財源を保障するための仕組みが必要となります。このような趣旨から設けられたのが地方交付税制度です。地方交付税は国税である所得税、法人税、消費税等の一定割合とされ、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行するために「国が地方に代わって徴収する地方税」として、地方公共団体にとって重要な財源となっています。



4 地方債とは

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一般会計年度を超えて行われるものをいいます。地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって賄うことが原則ですが、建設事業等将来の住民にも経費を分担してもらうことが望ましい場合、あるいは災害等臨時的に多額な出費の必要がある場合等には、地方債をその財源とすることができます。

5 地方債の安全性

地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、BIS 規制の標準的な手法におけるリスクウエイトは0%とされています。

①地方債の元利償還に要する財源の確保

- 1) 自らの課税権に基づいて地方税収入を確保
- 2) 地方財政計画の歳出に公債費（地方債の元利償還金）を計上
- 3) 公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
- 4) 地方交付税の算定において、標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部を算入

→マクロ（地方財政計画）・ミクロ（地方交付税措置）の両面において地方債の元利償還に必要な財源を国が保障しています。

※上記 2)、3)、4) の措置については、同意等を得た地方債のみが対象となっています。

②早期是正措置としての起債許可制度

- 1) 実質公債費比率が 18%以上の地方公共団体に対する起債制限
- 2) 赤字団体への起債制限

→ 個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、地方債の発行を事前に制限できる仕組みがとられています。

③地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行

- 1) 財政指標の公表による情報開示の徹底
- 2) 財政指標が早期健全化基準以上となった団体について自主的な改善努力に基づく財政健全化
- 3) 財政指標が財政再生基準以上となった団体について国等が関与した財政再生

→ 地方財政の情報開示の徹底や早期健全化、財政再生等により地方債の元利償還が確実に行われるよう担保されています。

地方債制度における機構の役割

6 地方債計画

地方債計画は、毎年度国が策定する地方債の発行に関する年間計画です。地方債計画は、国の予算編成と並行して策定される地方財政計画及び財政投融资計画と密接な関連を有しており、地方財政の運営上、次のような重要な役割を果たしています。

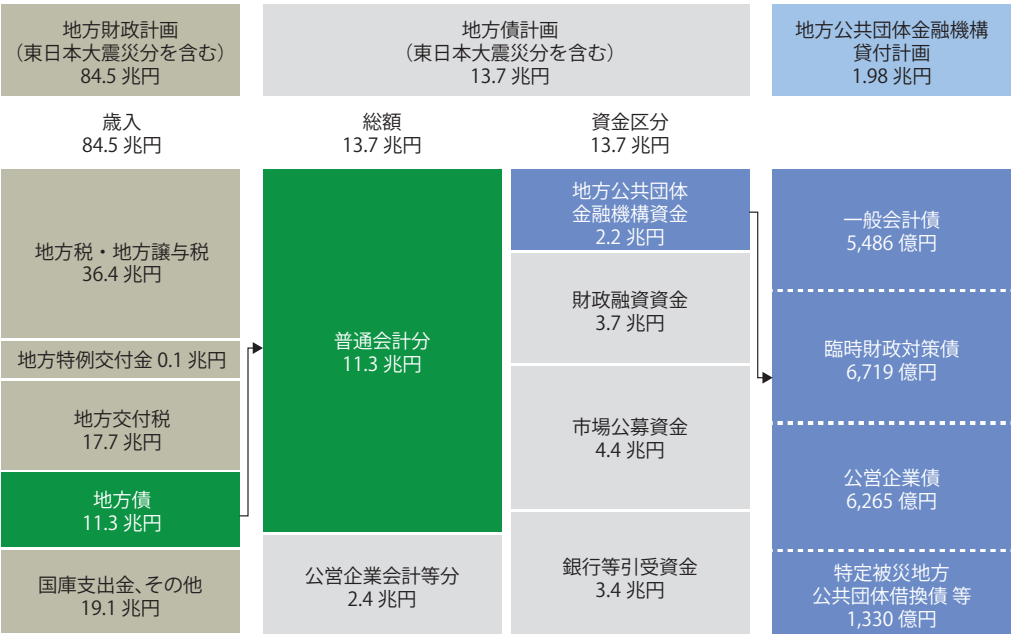
- ①地方債計画に基づく同意（許可）の運用
地方債計画は、同意（許可）をする地方債の予定総額や事業別の起債予定額等を示すものであり、地方債の同意（許可）は、通常この計画に基づいて運用されます。
- ②地方債の原資の保障
地方債計画は、地方債の所要額と原資との調整を図った上で、地方債の原資を事業別に予定し、地方債を同意（許可）する場合の資金供給先別の内訳を示すものです。
- ③地方公共団体の起債の指針
地方債計画は、地方財政計画と同様に公表され、事業別の地方債の同意等の見通しを示しています。

※平成 25 年度地方債計画については、参考資料 118 ～ 123 ページ参照

7 地方債の資金と地方公共団体金融機構資金の役割

地方債の資金をその引受先の面から大別すると、財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金等に分けられ、地方財政計画と地方債計画、機構資金の関係は下図のようになっています。

地方財政計画と地方債計画との関係（平成 25 年度当初計画）



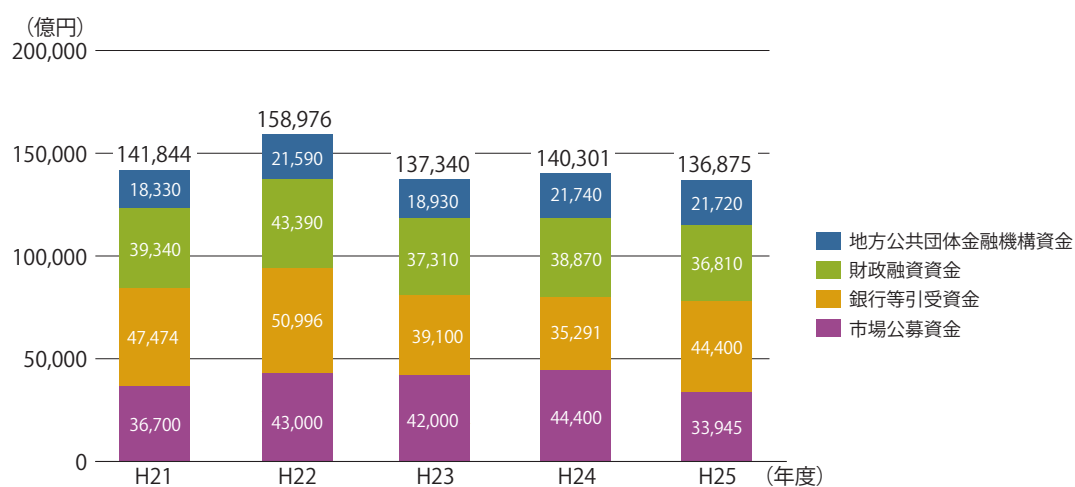
※地方公共団体金融機構貸付計画は地方債計画を基礎として、過年度同意（許可）債の貸付等を勘案して作成するため、地方債計画と一致しない。

地方債計画における資金区分の推移

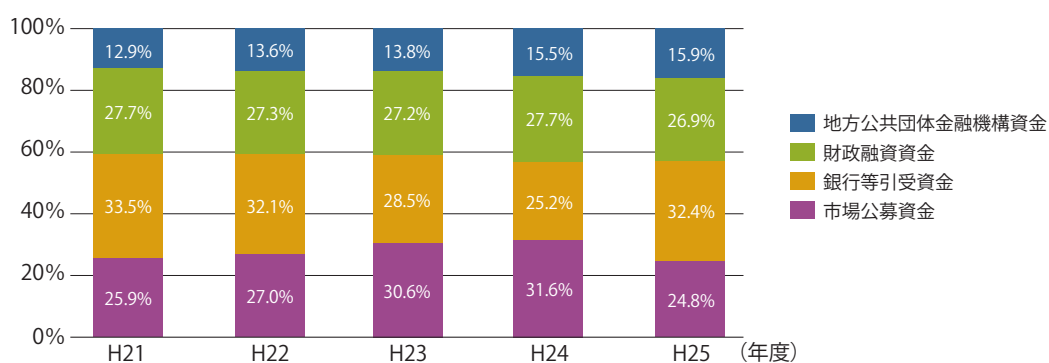
平成 25 年度地方債計画（当初計画ベース）における当機構資金は 2 兆 1,720 億円（前年度比 20 億円減）、構成比では 15.9%（前年度比 0.4%増）となっています。

このように、機構資金は我が国の地方債制度における公的資金のうち財政融資資金と並び大きな役割を果たしており、地方公共団体の事業実施や財政運営に大きく貢献しています。

資金別地方債計画額（当初）の推移



地方債計画（当初）における資金別構成比の推移



※平成 24 年度及び平成 25 年度の地方公共団体金融機構資金と財政融資資金は通常収支分と東日本大震災（関連）分の合計

《 地方公共団体金融機構 》

▼地方金融機構債【資金調達関係】

地方公共団体金融機構が発行する債券のうち、政府保証がない債券

▼FLIP (Flexible Issuance Program) 【資金調達関係】

年限や発行額等投資家ニーズに柔軟かつ迅速に対応して起債する地方公共団体金融機構独自の仕組み。
・債券の年限 3 年～ 30 年（ただし、満期一括固定利付債の場合、5、10、20 年は除く。）
・1 回の発行額 30 億円以上

▼自治体ファイナンス・アドバイザー 【地方支援業務関係】

個別の地方公共団体の要望に対し、資金調達の助言等の具体的な支援を行う。地方公共団体金融機構の職員で、金融専門知識や経験を有する。

▼スポット債【資金調達関係】

10 年、20 年及び 5 年と異なる年限で、主幹事方式により発行するもの。

▼EMTN プログラム【資金調達関係】

ユーロ市場における MTN (Medium Term Note) プログラムであり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の条件決定のみを行うことで債券発行を機動的に行うことができるプログラム

《 リスク管理 》

▼BIS リスク・ウエイト

債券の安全性を表す指標。

国際決済銀行 (Bank for International Settlements) に事務局があるバーゼル銀行監督委員会が定める自己資本比率規制において、総資産を算出する際に、保有資産毎に分類して用いる。

▼ALM (Asset Liability Management)

資産 (Asset) と負債 (Liability) の総合管理 (Management) を意味する。金融機関等において、財務の健全性を確保するために将来の資産と負債を予測し、総合的に把握しながらリスク管理を行う手法

▼マチュリティラダー

資産（貸付金の回収等）及び負債（債券の償還等）について、その満期額や金利更改額を期間毎にまとめて時系列に並べたものです。

▼デュレーション

キャッシュフローの平均回収年限を表すと同時に価格変動性の指標として用いられる。キャッシュフロー受取（あるいは支払）までの期間をその現在価値で加重平均したもの。デュレーションが大きいほど金利変動に対する現在価値の変化が大きくなる。

▼デュレーションギャップ

資産のデュレーションと負債のデュレーションの差。ギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクを負っている。

《 地方債制度 》

▼銀行等引受資金【地方債区分】

地方債資金のうち、金融機関や各種共済組合等から、借入れ又は引受けの方法により調達する資金

▼市場公募資金【地方債区分】

地方債資金のうち、起債市場において広く投資家に購入を募る方法（公募）により調達する資金

▼地方公共団体金融機構資金【地方債区分】

地方債資金のうち、地方公共団体金融機構からの借入れによる資金

▼財政投融资資金【地方債区分】

地方債資金のうち、国の財政投融资特別会計からの借入れによる資金

Ⅲ 章

機構の財務状況

財務諸表	72
貸借対照表	72
損益計算書	73
利益の処分に関する書類【一般勘定、管理勘定】	74
純資産変動計算書	75
キャッシュ・フロー計算書	76
重要な会計方針	77
追加情報	80
注記事項等	80
勘定別情報（貸借対照表関係）	95
勘定別情報（損益計算書関係）	96
附属明細書	97
参考情報	100
内部統制報告書	100
健全化判断比率等に基づく 平成 24 年度末貸付残高の分類	101
地方公共団体金融機構貸付債権における自己査定結果 (平成 24 年度末残高)	102

財務諸表

当機構は、地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）に基づき財務諸表を作成し、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

また、当機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	平成23年度 (平成24年 3月31日)	平成24年度 (平成25年 3月31日)	科目	平成23年度 (平成24年 3月31日)	平成24年度 (平成25年 3月31日)
	金額	金額		金額	金額
（資産の部）			（負債の部）		
貸付金	22,387,411	22,668,634	債券	18,176,696	18,676,401
有価証券	762,987	598,994	借入金	30,000	30,000
現金預け金	172,250	419,267	その他負債	15,373	15,121
その他資産	14,894	14,173	賞与引当金	47	47
有形固定資産	2,563	2,964	役員賞与引当金	6	5
無形固定資産	600	883	退職給付引当金	146	141
			役員退職慰労引当金	23	27
			地方公共団体健全化基金	919,871	922,568
			基本地方公共団体健全化基金	911,935	915,698
			組入地方公共団体健全化基金	7,936	6,869
			特別法上の準備金等	4,104,844	3,947,086
			金利変動準備金	880,000	1,100,000
			公庫債権金利変動準備金	3,137,557	2,771,200
			利差補てん積立金	87,287	75,885
			負債の部合計	23,247,010	23,591,399
			（純資産の部）		
			地方公共団体出資金	16,602	16,602
			利益剰余金	29,393	50,221
			一般勘定積立金	29,393	50,221
			評価・換算差額等	△5,964	△6,970
			管理勘定利益積立金	53,666	53,666
			純資産の部合計	93,696	113,520
資産の部合計	23,340,707	23,704,919	負債及び純資産の部合計	23,340,707	23,704,919

損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
	金額	金額
経常収益	511,805	487,146
資金運用収益	511,641	485,675
役務取引等収益	128	123
その他経常収益	34	1,348
地方公共団体健全化基金受入額	—	1,066
その他の経常収益	—	281
経常費用	281,749	274,076
資金調達費用	274,320	265,647
役務取引等費用	275	280
その他業務費用	4,539	5,519
営業経費	2,385	2,629
その他経常費用	229	—
地方公共団体健全化基金組入額	216	—
その他の経常費用	12	—
経常利益	230,055	213,070
特別利益	232,601	581,402
公庫債権金利変動準備金取崩額	220,000	570,000
利差補てん積立金取崩額	12,601	11,402
特別損失	441,024	773,643
金利変動準備金繰入額	220,000	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	221,024	203,643
国庫納付金	—	350,000
当期純利益	21,632	20,828

利益の処分にに関する書類【一般勘定】

平成 23 年度（平成 24 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

I 処分対象利益		15,532
当期純利益	15,532	
前期繰越欠損金	—	
II 利益処分額		
積立金	15,532	15,532

(注) 1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
 2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

平成 24 年度（平成 25 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

I 処分対象利益		20,828
当期純利益	20,828	
前期繰越欠損金	—	
II 利益処分額		
積立金	20,828	20,828

(注) 1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
 2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

利益の処分にに関する書類【管理勘定】

平成 23 年度（平成 24 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

I 処分対象利益		6,100
当期純利益	6,100	
前期繰越欠損金	—	
II 利益処分額		
積立金	6,100	6,100

(注) 1. 法附則第13条第8項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
 2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、管理勘定利益積立金として計上しております。

平成 24 年度（平成 25 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

I 処分対象利益		—
当期純利益	—	
前期繰越欠損金	—	
II 利益処分額		
積立金	—	—

純資産変動計算書

平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）

（単位：百万円）

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益積立金	純資産合計
	地方公共 団体出資金	利益剰余金		出資者資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	13,860	13,860	30,462	△8,645	47,565	69,382
当期変動額							
当期純利益	－	15,532	15,532	15,532	－	6,100	21,632
出資者資本以外の項目 の当期変動額（純額）	－	－	－	－	2,681	－	2,681
当期変動額合計	－	15,532	15,532	15,532	2,681	6,100	24,314
当期末残高	16,602	29,393	29,393	45,995	△5,964	53,666	93,696

平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）

（単位：百万円）

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益積立金	純資産合計
	地方公共 団体出資金	利益剰余金		出資者資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	29,393	29,393	45,995	△5,964	53,666	93,696
当期変動額							
当期純利益	－	20,828	20,828	20,828	－	－	20,828
出資者資本以外の項目 の当期変動額（純額）	－	－	－	－	△1,005	－	△1,005
当期変動額合計	－	20,828	20,828	20,828	△1,005	－	19,823
当期末残高	16,602	50,221	50,221	66,824	△6,970	53,666	113,520

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
	金額	金額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	21,632	20,828
減価償却費	345	354
資金運用収益	△511,641	△485,675
資金調達費用	274,320	265,647
賞与引当金の増加額(△は減少額)	6	△0
役員賞与引当金の減少額	△0	△1
退職給付引当金の減少額	△48	△4
役員退職慰労引当金の増加額(△は減少額)	△3	3
地方公共団体健全化基金の増加額(△は減少額)	216	△1,066
金利変動準備金の増加額	220,000	220,000
公庫債権金利変動準備金の増加額(△は減少額)	1,024	△16,356
利差補てん積立金の減少額	△12,601	△11,402
貸付金の純増(△)減	△155,554	△281,223
債券の純増減(△)	△154,272	495,783
借入金の純増減(△)	30,000	—
資金運用による収入	513,086	486,149
資金調達による支出	△271,287	△262,457
その他	1,507	△981
営業活動によるキャッシュ・フロー	△43,268	429,597
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	4,065,600	5,027,000
有価証券の取得による支出	△4,370,780	△4,862,748
有形固定資産の取得による支出	△108	△450
無形固定資産の取得による支出	△75	△145
有形固定資産の売却による収入	421	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△304,944	163,656
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
国庫納付による支出	—	△350,000
公営競技納付金による収入	3,830	3,763
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,830	△346,236
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額(△は減少額)	△344,382	247,017
VI 現金及び現金同等物の期首残高	516,633	172,250
VII 現金及び現金同等物の期末残高	172,250	419,267

重要な会計方針

項目	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法(定額法)により行っております。	同左
2.デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法によっております。	同左
3.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 20年～41年 その他 2年～19年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構(以下「機構」という。)利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 20年～47年 その他 2年～19年 (2)無形固定資産 同左
4.繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左
5.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左
6.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3)退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	(1)賞与引当金 同左 (2)役員賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 同左 (4)役員退職慰労引当金 同左

項目	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
7.ヘッジ会計の方法	(1)ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 a.ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び借入金 b.ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 c.ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取 (3)ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 債券及び借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。	(1)ヘッジ会計の方法 同左 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3)ヘッジ方針 同左 (4)ヘッジ有効性評価の方法 同左
8.キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。	同左
9.地方公共団体健全化基金の会計処理	法第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。	同左

項目	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
10.金利変動準備金及び公庫 債権金利変動準備金の会 計処理	金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え(公営企業債券の借換えを除く。)に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」(平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。)第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成20年政令第226号。以下「整備令」という。)第22条に定めるところにより算出した額を計上しております。 また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」(平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。)第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。	同左
11.利差補てん積立金の会計 処理	公営企業金融公庫(以下「旧公庫」という。)が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。	同左
12.管理勘定利益積立金の会 計処理	管理勘定において生じた利益については、法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。	同左
13. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

未適用の会計基準等

平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
—	「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日) 及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日) 1.概要 財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。 2.適用予定日 平成25年4月1日以降開始する事業年度の期末から適用を予定しております。 3.当該会計基準等の適用による影響額 当該会計基準等の適用が財務諸表に与える影響につきましては、現在評価中であります。

追加情報

平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日) 及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日) を適用しております。	国庫納付について 平成24年度から平成26年度までの各年度において、総額1兆円を目途として、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成25年度においては「平成25年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成25年総務省・財務省令第1号)に基づき、同準備金6,500億円を取り崩し、同額を国庫に納付することとなっております(平成24年度は3,500億円)。

注記事項等

【貸借対照表に関する注記】

平成23年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 (平成25年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額 186百万円 2.貸付金 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。	1.有形固定資産の減価償却累計額 249百万円 2.貸付金 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

平成23年度 (平成24年 3 月31日)	平成24年度 (平成25年 3 月31日)
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 なお、前期末において東日本大震災により払込期日を延長した元利金(前期末日現在2,543百万円)は、平成23年9月20日までに全額償還されております。 3.担保提供資産 (1) 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,176,696百万円の一般担保に供しております。 (2) デリバティブ取引の担保として、有価証券469百万円を差し入れております。 4.特別法上の準備金等 (1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づくものであります。 (2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものであります。 (3) 利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものであります。	なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 3.担保提供資産 (1) 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,676,401百万円の一般担保に供しております。 (2) デリバティブ取引の担保として、有価証券9,238百万円を差し入れております。 4.特別法上の準備金等 (1) 金利変動準備金 同左 (2) 公庫債権金利変動準備金 同左 (3) 利差補てん積立金 同左

【損益計算書に関する注記】

平成23年度 (平成23年 4 月 1 日から 平成24年 3 月31日まで)	平成24年度 (平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで)
当期純利益の勘定別内訳 一般勘定 15,532百万円 管理勘定 6,100百万円	1.当期純利益の勘定別内訳 一般勘定 20,828百万円 管理勘定 ー百万円 2.公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について 平成24年度から平成26年度までの3年間で、総額1兆円を目途として、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成24年度においては「平成24年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成24年総務省・財務省令第2号。以下「国帰属省令」という。)に基づき、同準備金350,000百万円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。

【金融商品に関する注記】

○平成23年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会は原則年4回開催し、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

〔1〕信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2] 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長30年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間10年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理のより一層の充実を図るため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下200bpの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成21年度から平成25年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が10年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めていきます。
- ・旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。なお、平成24年度から平成26年度までの3年間で、法附則第14条の規定に基づき、総額1兆円を目途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

また、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少する又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余剰金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び借入金については、管理目標を定め、アウトライヤー比率を金利リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

具体的には、保有する債券の年限構成を考慮して償還期間が10年を超える超長期債を含む様々な年限の債券発行等を行うことにより、平成21年度から平成25年度までの間、アウトライヤー比率がおおむね20%以下となるよう努めております。

アウトライヤー比率は以下の条件に基づき算出しております。

- ・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

財務諸表

債券のうち固定利付債券及び借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券及び借入金の評価にあたっては、平成24年3月31日現在の国債レートを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成24年3月31日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律200ベース・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。平成24年3月31日現在のアウトライヤー比率については以下のとおりであります。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200ベース・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

アウトライヤー比率 （ ）内は前年度比

（単位：百万円）

	アウトライヤー 比率 (a) = -(b)/(e)	200ベース・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b) = (c) + (d)	貸付金 (c)	債券及び 借入金 (d)	
一般勘定	17.5% (+2.9%)	△321,992 (△88,064)	△998,914 (△306,305)	676,921 (+218,240)	1,839,901 (+242,261)

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成24年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は61,644百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は62,558百万円増加するものと考えられます。

[3] 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸付金	22,387,411	23,797,792	1,410,381
(2)有価証券 満期保有目的のもの	762,987	762,979	△8
(3)現金預け金	172,250	172,250	—
資産計	23,322,648	24,733,021	1,410,373
(1)債券	18,176,696	18,890,039	713,343
(2)借入金	30,000	30,072	72
負債計	18,206,696	18,920,112	713,416
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されているもの	222	222	—
デリバティブ取引計	222	222	—

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成24年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	—	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国庫短期証券	96,987	96,979	△8
	譲渡性預金	666,000	666,000	—
	小計	762,987	762,979	△8
合計		762,987	762,979	△8

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

財務諸表

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 借入金	44,500	44,500	222	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	95,000	95,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	551,494	551,494	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	125,000	—	※2	
合計			815,994	690,994	222	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
貸付金	1,555,010	1,552,019	1,548,246	1,540,203	1,481,212	6,369,714	6,939,819	1,401,184
有価証券								
満期保有目的のもの	762,987	—	—	—	—	—	—	—
預け金	172,249	—	—	—	—	—	—	—

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
債券	2,030,560	2,164,070	1,931,670	1,680,970	1,560,228	7,058,245	1,549,120	220,000
借入金	—	—	—	—	—	30,000	—	—

○平成24年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達は10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会は原則年4回開催し、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

① 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

② 市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

財務諸表

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2] 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長30年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間10年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理のより一層の充実を図るため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下200bpの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね2年以下とする中期の管理目標を設定し、償還期間が10年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めております。
- ・旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。なお、平成24年度から平成26年度までの3年間で、法附則第14条の規定に基づき、総額1兆円を目途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものであります。

また、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少する又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余剰金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び借入金については、管理目標を定め、アウトライヤー比率を金利リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

具体的には、保有する債券の年限構成を考慮して償還期間が10年を超える超長期債を含む様々な年限の債券発行等を行うことにより、アウトライヤー比率がおおむね20%以下となるよう努めております。

アウトライヤー比率は以下の条件に基づき算出しております。

- ・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しており

ます。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券及び借入金の評価にあたっては、平成25年3月31日現在の国債レートを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成25年3月31日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律200ベース・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。平成25年3月31日現在のアウトライヤー比率については以下のとおりであります。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200ベース・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

アウトライヤー比率 （ ）内は前年度比

（単位：百万円）

	アウトライヤー 比率 (a) = -(b)/(e)	200ベース・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b) = (c) + (d)	貸付金 (c)	債券及び 借入金 (d)	
一般勘定	20.3% (+2.8%)	△422,786 (△100,794)	△1,325,953 (△327,039)	903,166 (+226,244)	2,082,422 (+242,521)

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は55,502百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は56,639百万円増加するものと考えられます。

[3] 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸付金	22,668,634	24,537,510	1,868,876
(2)有価証券 満期保有目的のもの	598,994	598,995	0
(3)現金預け金	419,267	419,267	—
資産計	23,686,896	25,555,773	1,868,877
(1)債券	18,676,401	19,632,909	956,508
(2)借入金	30,000	30,860	860
負債計	18,706,401	19,663,770	957,369
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されているもの	240	240	—
デリバティブ取引計	240	240	—

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成25年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国庫短期証券	44,994	44,995	0
	小計	44,994	44,995	0
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	譲渡性預金	554,000	554,000	—
	小計	554,000	554,000	—
合計		598,994	598,995	0

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 借入金	40,000	40,000	240	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	95,000	95,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	774,751	774,751	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	120,000	—	※2	
合計			1,029,751	909,751	240	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

財務諸表

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
貸付金	1,584,836	1,567,116	1,589,729	1,547,561	1,477,282	6,486,636	6,953,013	1,462,458
有価証券								
満期保有目的のもの	599,000	—	—	—	—	—	—	—
預け金	419,267	—	—	—	—	—	—	—

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
債券	2,164,070	1,931,670	1,680,970	1,780,228	1,626,489	7,572,183	1,718,450	217,000
借入金	—	—	—	—	—	30,000	—	—

【有価証券に関する注記】

○平成23年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成24年3月31日現在）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	96,987	96,979	△8	—	△8
譲渡性預金	666,000	666,000	—	—	—
合計	762,987	762,979	△8	—	△8

(注) 1. 国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

○平成24年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成25年3月31日現在）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	44,994	44,995	0	0	—
譲渡性預金	554,000	554,000	—	—	—
合計	598,994	598,995	0	0	—

(注) 1. 国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

【デリバティブ取引に関する注記】

平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
1. 取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。 2. 取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。 金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。 (1)ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 a.ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び借入金 b.ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 c.ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取 (3)ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 債券及び借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。 3. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。 ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSAを締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。	1. 取引の内容 同左 2. 取組方針及び利用目的 同左 (1)ヘッジ会計の方法 同左 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3)ヘッジ方針 同左 (4)ヘッジ有効性評価の方法 同左 3. 取引に係るリスクの内容 同左

財務諸表

平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
4. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。 また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。	4. 取引に係るリスク管理体制 同左

【退職給付に関する注記】

平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)																								
1. 採用している退職給付制度の概要 当機構は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務の額</td><td>298百万円</td></tr> <tr> <td>年金資産の額</td><td>151百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の額</td><td>146百万円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付費用の額</td><td>9百万円</td></tr> <tr> <td>退職一時金に係る退職給付費用の額</td><td>4百万円</td></tr> <tr> <td>厚生年金基金に係る退職給付費用の額</td><td>5百万円</td></tr> </table> 4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項 退職給付債務の算定は簡便法によっております。	退職給付債務の額	298百万円	年金資産の額	151百万円	退職給付引当金の額	146百万円	退職給付費用の額	9百万円	退職一時金に係る退職給付費用の額	4百万円	厚生年金基金に係る退職給付費用の額	5百万円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務の額</td><td>318百万円</td></tr> <tr> <td>年金資産の額</td><td>176百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の額</td><td>141百万円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付費用の額</td><td>5百万円</td></tr> <tr> <td>退職一時金に係る退職給付費用の額</td><td>4百万円</td></tr> <tr> <td>厚生年金基金に係る退職給付費用の額</td><td>0百万円</td></tr> </table> 4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項 同左	退職給付債務の額	318百万円	年金資産の額	176百万円	退職給付引当金の額	141百万円	退職給付費用の額	5百万円	退職一時金に係る退職給付費用の額	4百万円	厚生年金基金に係る退職給付費用の額	0百万円
退職給付債務の額	298百万円																								
年金資産の額	151百万円																								
退職給付引当金の額	146百万円																								
退職給付費用の額	9百万円																								
退職一時金に係る退職給付費用の額	4百万円																								
厚生年金基金に係る退職給付費用の額	5百万円																								
退職給付債務の額	318百万円																								
年金資産の額	176百万円																								
退職給付引当金の額	141百万円																								
退職給付費用の額	5百万円																								
退職一時金に係る退職給付費用の額	4百万円																								
厚生年金基金に係る退職給付費用の額	0百万円																								

【重要な後発事象】

平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
国庫納付について 平成24年度から平成26年度までの各年度において、総額1兆円を目途として、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成24年度においては「平成24年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成24年総務省・財務省令第2号)に基づき、同準備金3,500億円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。	—

【勘定別情報（貸借対照表関係）】（平成 25 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
（資産の部）				
貸付金	7,175,673	15,492,961		22,668,634
有価証券	598,994			598,994
現金預け金	419,267			419,267
その他資産	3,251	10,922		14,173
有形固定資産	2,964			2,964
無形固定資産	883			883
一般勘定貸		939,648	△939,648	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	242,831		△242,831	
資産の部合計	8,443,866	16,443,532	△1,182,479	23,704,919
（負債の部）				
債券	5,389,185	13,287,215		18,676,401
借入金	30,000			30,000
その他負債	2,388	12,732		15,121
賞与引当金	47			47
役員賞与引当金	5			5
退職給付引当金	141			141
役員退職慰労引当金	27			27
地方公共団体健全化基金	922,568			922,568
基本地方公共団体健全化基金	915,698			915,698
組入地方公共団体健全化基金	6,869			6,869
管理勘定借	939,648		△939,648	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		242,831	△242,831	
特別法上の準備金等	1,100,000	2,847,086		3,947,086
金利変動準備金	1,100,000			1,100,000
公庫債権金利変動準備金		2,771,200		2,771,200
利差補てん積立金		75,885		75,885
負債の部合計	8,384,012	16,389,866	△1,182,479	23,591,399
（純資産の部）				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	50,221			50,221
一般勘定積立金	50,221			50,221
評価・換算差額等	△6,970			△6,970
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	59,853	53,666		113,520
負債及び純資産の部合計	8,443,866	16,443,532	△1,182,479	23,704,919

（注）1.一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2.一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3.一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

財務諸表

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

【勘定別情報（損益計算書関係）】（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）（単位：百万円）

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	101,284	408,131	△22,268	487,146
資金運用収益	91,436	394,238		485,675
役務取引等収益	123			123
その他経常収益	1,348	0		1,348
地方公共団体健全化基金受入額	1,066			1,066
その他の経常収益	281	0		281
管理勘定事務受託費	965		△965	
地方公共団体健全化基金受取利息	7,410		△7,410	
一般勘定貸受取利息		622	△622	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		13,270	△13,270	
経常費用	80,455	215,889	△22,268	274,076
資金調達費用	61,098	204,548		265,647
役務取引等費用	61	219		280
その他業務費用	2,914	2,604		5,519
営業経費	2,488	141		2,629
管理勘定借支払利息	622		△622	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	13,270		△13,270	
一般勘定事務委託費		965	△965	
地方公共団体健全化基金支払利息		7,410	△7,410	
経常利益	20,828	192,241		213,070
特別利益	220,000	581,402	△220,000	581,402
管理勘定繰入金	220,000		△220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		570,000		570,000
利差補てん積立金取崩額		11,402		11,402
特別損失	220,000	773,643	△220,000	773,643
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		203,643		203,643
一般勘定繰出金		220,000	△220,000	
国庫納付金		350,000		350,000
当期純利益	20,828			20,828

附属明細書

1【有形固定資産等明細書】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	652	451	—	1,104	195	46	908
土地	1,994	—	—	1,994	—	—	1,994
その他の有形固定資産	102	24	12	114	53	20	61
有形固定資産計	2,750	475	12	3,213	249	66	2,964
無形固定資産							
ソフトウェア	1,376	86	111	1,351	950	285	400
その他の無形固定資産	0	482	—	482	—	—	482
無形固定資産計	1,376	568	111	1,834	950	285	883

2【地方公共団体金融機構債券等明細書】

(単位：百万円)

銘柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債(国内債) 第1回～第46回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月15日 ～平成25年3月18日	1,841,660	2,332,567	0.668 ～1.5	10年
政府保証債(国内債) 6年第1回～第8回地方公共団体金融機構債券	平成23年9月27日 ～平成25年1月29日	199,964	519,971	0.199 ～0.4	6年
政府保証債(国内債) 4年第1回～第4回地方公共団体金融機構債券	平成24年5月28日 ～平成25年2月26日	—	220,000	0.093 ～0.151	4年
政府保証債(外債) 第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券	平成23年1月13日	83,170	83,170 [1,000百万米ドル]	4.0	10年
非政府保証公募債 5年第1回～第11回地方公共団体金融機構債券	平成22年5月25日 ～平成24年10月22日	170,000	230,000	0.230 ～0.639	5年
非政府保証公募債 7年第1回地方公共団体金融機構債券	平成24年8月20日	—	20,000	0.446	7年
非政府保証公募債 第1回～第46回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月18日 ～平成25年3月25日	1,005,000	1,490,000	0.678 ～1.648	10年
非政府保証公募債 15年第1回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日	—	15,000	1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第27回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～平成25年1月28日	525,000	670,000	1.680 ～2.266	20年
非政府保証公募債 F1回～F52、54～153回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月22日 ～平成25年1月31日	754,500	1,003,000 (4,000)	0.185 ～2.334	3年～ 30年
非政府保証公募債 F53回地方公共団体金融機構債券(変動利付)	平成23年2月1日	15,000	15,000	変動	9年
非政府保証債(外債) 第2、3、7、14～16、19、28、31、33、34 回地方公共団体金融機構債券	平成24年1月12日 ～平成25年3月25日	17,795	196,197 [2,227百万米ドル] [100百万豪ドル]	1.375 ～3.65	5年～ 7年
非政府保証債(外債) 第1、4～6、8～13、17、18、20～27、29、 30、32回地方公共団体金融機構債券	平成24年1月17日 ～平成24年11月7日	50,608	95,064 [1,148百万米ドル] [40百万NZドル] [20百万豪ドル]	変動	5年～ 7年

財務諸表

銘柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
縁故債 A号第1回～第38回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月31日 ～平成25年3月25日	980,000	1,280,000	0.69 ～1.53	10年
地方公共団体金融機構債券小計	—	5,642,699	8,169,971 (4,000)	—	—
政府保証債(国内債) 4年第1回地方公営企業等金融機構債券	平成21年2月27日	299,962	—	0.7	4年
政府保証債(国内債) 第1回～第8回地方公営企業等金融機構債券	平成20年10月16日 ～平成21年5月25日	560,636	560,911	1.3 ～1.6	10年
非政府保証公募債 5年第1回地方公営企業等金融機構債券	平成21年2月24日	29,996	29,998 (30,000)	1.01	5年
非政府保証公募債 第1回～第4回地方公営企業等金融機構債券	平成20年11月25日 ～平成21年5月28日	139,967	139,972	1.59 ～1.77	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,949	84,952	2.07 ～2.29	20年
縁故債 A号第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月30日 ～平成21年5月26日	120,000	120,000	1.69 ～1.73	10年
地方公営企業等金融機構債券小計	—	1,235,513	935,835 (30,000)	—	—
政府保証債(国内債) 第814回～第886回公営企業債券	平成14年4月26日 ～平成20年6月19日	6,018,749	4,912,647 (1,395,900)	0.5 ～2.0	10年
政府保証債(国内債) 15年第1回～第5回公営企業債券	平成17年6月22日 ～平成19年7月18日	184,682	184,704	1.6 ～2.2	15年
政府保証債(外債) 第4回ユーロ・スターリングボンド ～第5回グローバル・円公営企業債券	平成11年8月9日 ～平成20年6月25日	723,848	724,131 (130,000) [2,200百万米ドル] [900百万ユーロ] [150百万英ポンド]	1.35 ～5.75	10年～ 20年
非政府保証公募債 5年第1回公営企業債券	平成20年2月29日	129,989	—	1.14	5年
非政府保証公募債 第2回～第30回公営企業債券	平成14年6月27日 ～平成20年6月16日	1,179,870	929,908 (120,000)	0.64 ～2.07	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,661	569,686	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,861	189,867	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	平成14年10月31日	20,000	20,000	変動	15年
非政府保証公募債 物価連動第1回～第2回公営企業債券	平成17年3月2日 ～平成17年7月19日	40,000	40,000	0.45 ～0.47	10年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	41,320	39,150 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
非政府保証公募債 変動利付(CMS型)第1回公営企業債券	平成18年9月13日	20,000	20,000	変動	10年
縁故債 特別第1号第1回～第31回公営企業債券	平成14年7月31日 ～平成20年7月31日	2,180,500	1,940,500 (482,000)	0.67 ～2.18	10年
公営企業債券小計	—	11,298,483	9,570,594 (2,130,070)	—	—
合 計	—	18,176,696	18,676,401 (2,164,070)	—	—

(注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,676,401百万円的一般担保に供しております。

2. 「政府保証債(外債)第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債(外債)第2、3、7、14～16、19、28、31、33、34回地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債(外債)第1、4～6、8～13、17、18、20～27、29、30、32回地方公共団体金融機構債券」及び「政府保証債(外債)第4回ユーロ・スターリングボンド～第5回グローバル・円公営企業債券」の「当期末残高」欄の[]は外貨建による金額であります。

3. 「当期末残高」欄の(内書)は1年以内償還予定の金額であります。

3【借入金等明細書】

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	30,000	30,000	0.69	平成31年3月26日
その他の有利子負債	—	—	—	—
合計	30,000	30,000	—	—

4【引当金明細書】

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	47	47	47	—	47
役員賞与引当金	6	5	6	—	5
退職給付引当金	146	5	10	—	141
役員退職慰労引当金	23	5	1	—	27

5【金利変動準備金等明細書】

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	880,000	220,000	220,000	—		1,100,000
公庫債権金利変動準備金	3,137,557	203,643	203,643	570,000	220,000	2,771,200
合計	4,017,557	423,643	423,643	570,000	220,000	3,871,200

(注)「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」の570,000百万円のうち、350,000百万円は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金350,000百万円が国に帰属したことによる取り崩しであります。

6【地方公共団体健全化基金明細書】

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	繰入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	911,935	3,763	—	—	—	915,698
組入地方公共団体健全化基金	7,936	—	—	1,066	—	6,869
合計	919,871	3,763	—	1,066	—	922,568

(注)1.「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額であります。

2.「組入地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額であります。

内部統制報告書

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第 19 条第 1 項及び第 28 条
【作成日】	平成 25 年 5 月 20 日
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長 渡邊 雄司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館
【縦覧に供する場所】	東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

理事長渡邊雄司は、当機構の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成25年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当機構の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況进行评估することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当機構は事業拠点が単一であることも踏まえ、事業目的に大きく関わる勘定科目として貸付金及び債券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日（平成25年3月31日）現在の当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

以上

健全化判断比率等に基づく平成24年度末貸付残高の分類

金融検査マニュアルでは、地方公共団体に対する貸付は、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないという理由から、債務者区分を「非区分」、債権分類を「非分類」として取り扱うものとされています。

平成24年度の機構貸付残高22兆6,686億円のうち22兆5,678億円、99.56%は、地方公共団体向けの貸付債権となっております。

近年、一部の地方公共団体において、公債費の増大により財政が硬直化する団体が見られるようになりました。

国は、そのような地方公共団体及び地方公営企業の財政を、早期に健全化させるため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を平成19年に制定し、財政の硬直化が見られる地方公共団体及び地方公営企業における早期健全化を進めています。

機構では、当該法律による分類を元に、地方公共団体・地方公営企業の財政状況を把握するとともに貸付残高の分類を行い、債権管理を実施しております。

1. 地方公共団体(都道府県・市区町村・一部事務組合等)への貸付残高の状況

(単位：百万円)

財政健全化法の 判断比率に基づく分類	団体数	平成23年度末 貸付残高	割合	団体数	平成24年度末 貸付残高	割合	増減		
							団体数	貸付残高	割合
財政再生団体	1	2,606	0.01%	1	3,006	0.01%	0	400	0.00%
財政健全化団体	6	37,278	0.17%	2	28,960	0.13%	-4	-8,318	-0.04%
健全団体	1,771	21,565,568	96.85%	1,777	21,899,420	97.04%	6	333,852	0.19%
小計(A) (都道府県及び市区町村合計)	1,778	21,605,452	97.03%	1,780	21,931,386	97.18%	2	325,934	0.15%
一部事務組合等(B)	215	661,566	2.97%	285	636,426	2.82%	70	-25,140	-0.15%
計(A+B)	1,993	22,267,018	100.00%	2,065	22,567,812	100.00%	2	300,794	

- (注) 1. 地方公共団体(都道府県・市区町村・一部事務組合等)への貸付残高は、各地方公共団体への一般会計債及び公営企業債の貸付残高の合計である。
2. 都道府県・市区町村、一部事務組合等の残高に地方道路公社(30)100,823百万円を加えると、H24末残高22,668,634百万円となる。
3. この表における「財政健全化法」とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)のことをいう。次表において同じ。
4. 「平成24年度末貸付残高」は、総務省が平成24年度に発表した「平成23年度決算に基づく健全化判断比率(確報値)」により貸付残高を分類。
5. 内訳については百万円未満を四捨五入している都合上、内訳の合計金額が総合計金額と合致しない場合がある。
6. 「財政再生団体」とは、地方公共団体の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のうち、いずれか一つ以上が財政再生基準以上の団体である。
7. 「財政健全化団体」とは、地方公共団体の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のうち、いずれか一つ以上が早期健全化基準以上の団体である。
8. 「健全団体」とは、地方公共団体の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれも早期健全化基準未満の団体である。

2. 地方公営企業への貸付残高の状況

(単位：百万円)

財政健全化法の 判断比率に基づく分類	事業主 体数	平成23年度末 貸付残高	割合	事業主 体数	平成24年度末 貸付残高	割合	増減		
							事業主体数	貸付残高	割合
経営健全化企業	17	155,961	1.02%	15	147,356	0.98%	-2	-8,605	-0.03%
健全企業	4,985	15,206,408	98.98%	4,956	14,877,205	99.02%	-29	-329,203	0.03%
計	5,002	15,362,369	100.00%	4,971	15,024,561	100.00%	-31	-337,808	

- (注) 1. 「平成24年度末貸付残高」は総務省が平成24年度に発表した「平成23年度決算に基づく資金不足比率(確報値)」により貸付残高を分類。
2. 事業主体数とは、各事業を所管する地方公共団体及び一部事務組合・企業団の合計数である。
3. 内訳については百万円未満を四捨五入している都合上、内訳の合計金額が総合計金額と合致しない場合がある。
4. 経営健全化企業とは、経営健全化基準(資金不足比率20%)以上の公営企業会計を有する事業主体である。
5. 健全企業とは、経営健全化基準(資金不足比率20%)未満の公営企業会計を有する事業主体である。

地方公共団体金融機構貸付債権における自己査定結果(平成24年度末残高)

(単位：百万円)

	自己査定による 債務者区分	金融再生法に基づく 開示債権	銀行法に基づく リスク管理債権
機構には該当なし	破綻先 0 実質破綻先 0 破綻懸念先 0 要注意先 0 (要管理先に相当 ^{※1})	破産更生債権及び これらに準ずる債権 0 危険債権 0 要管理債権 0	破綻先債権 0 延滞債権 0 3ヶ月以上延滞債権 0 貸出条件緩和債権 0
機構貸付債権	地方道路公社の内訳 要注意先(6公社) (要管理先以外に相当 ^{※1}) 14,290 (0.06%) 正常先(24公社) 86,591 (0.38%)	地方道路公社(30公社) 100,882 (0.44%) 地方公共団体 (非区分 ^{※2}) 22,581,506 (99.56%)	全債権 正常債権 22,682,388
総計	22,682,388		

(注) 1. 地方道路公社の自己査定による債務者区分は、平成23年度決算の数値を用いて区分している。

2. 自己査定の対象債権及び金融再生法に基づく開示債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金である。

3. 内訳については百万円未満を四捨五入している都合上、内訳の合計金額が総合計金額と合致しない場合がある。

【参考】

※1 金融検査マニュアルでは、債務者区分は5区分とされているが、債務者区分と金融再生法に基づく開示債権等との関係性を明示するため、便宜的に要注意先を2つ(要管理先に相当・要管理先以外に相当)に区分して表記している。

※2 金融検査マニュアルでは、地方公共団体に対する貸付債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないという理由から、債務者区分は要しないもの(非区分)とされている。

参考資料

機構データ

参考資料	104
代表者会議・経営審議委員会開催実績（平成 24 年度）	104
平成 24 年度地方債計画資金区分（改定後）	105
平成 24 年度事業別貸付計画	108
平成 24 年度貸付金回収状況	109
平成 24 年度末事業別長期貸付残高	110
平成 24 年度末都道府県別長期貸付残高	112
平成 25 年度同意（許可）債貸付条件一覧	116
平成 25 年度地方債計画	118
平成 24 年度債券発行実績	124
機構データ	127
沿革	127
組織図	128
役員・所在地	129

代表者会議・経営審議委員会開催実績（平成24年度）

代表者会議の開催実績

回 数	年 月 日	概 要
第19回	平成24年6月13日	・ 平成23年度決算 ・ 会計監査人の選任
第20回	平成24年7月17日	・ 役員の任命及び兼職の承認 ・ 経営審議委員会委員の任命
第21回	平成24年9月3日	・ 役員の任命同意 ・ 役員の任命、任命同意及び兼職の承認
第22回	平成24年11月16日	・ 役員の兼職の承認
第23回	平成25年3月19日	・ 平成25年度事業計画 ・ 平成25年度予算、資金計画、収支に関する中期的な計画 ・ 役員報酬の改定
第24回	平成25年3月22日	・ 役員の任命同意

経営審議委員会の開催実績

回 数	年 月 日	概 要
第13回	平成24年5月31日	・ 平成23年度決算
第14回	平成25年9月18日	・ 委員長互選について
第15回	平成25年2月26日	・ 平成25年度事業計画、予算

平成 24 年度地方債計画資金区分（改定後）

■ 通常収支対応分

（単位：億円）

項 目	合 計	公的資金			民間等資金		
		計	財政融資	地方公共団体 金融機構	計	市場公募	銀行等 引受
一 一般会計債							
1.公共事業等	25,607	9,684	8,140	1,544	15,923	7,513	8,410
2.公営住宅建設事業	1,174	694	504	190	480	394	86
3.災害復旧事業	1,776	1,776	1,776	0	0	0	0
4.緊急防災・減災事業	0	0	0	0	0	0	0
5.教育・福祉施設等整備事業	4,734	2,796	2,521	275	1,938	1,004	934
（1）学校教育施設等	1,820	1,267	1,108	159	553	251	302
（2）社会福祉施設	203	116	0	116	87	53	34
（3）一般廃棄物処理	1,021	859	859	0	162	96	66
（4）一般補助施設等	1,090	554	554	0	536	253	283
（5）施設（一般財源化分）	600	0	0	0	600	351	249
6.一般単独事業	15,511	2,813	0	2,813	12,698	5,868	6,830
（1）一般	4,454	221	0	221	4,233	2,645	1,588
（2）地域活性化	471	112	0	112	359	304	55
（3）防災対策	951	227	0	227	724	450	274
（4）地方道路等	2,385	523	0	523	1,862	1,384	478
（5）旧合併特例	7,250	1,730	0	1,730	5,520	1,085	4,435
7.辺地及び過疎対策事業	3,542	3,154	3,154	0	388	0	388
（1）辺地対策	427	427	427	0	0	0	0
（2）過疎対策	3,115	2,727	2,727	0	388	0	388
8.公共用地先行取得等事業	472	0	0	0	472	293	179
9.行政改革推進	2,400	0	0	0	2,400	0	2,400
10.調整	100	0	0	0	100	0	100
計	55,316	20,917	16,095	4,822	34,399	15,072	19,327
二 公営企業債							
1.水道事業	4,068	3,653	1,979	1,674	415	230	185
2.工業用水道事業	308	190	0	190	118	0	118
3.交通事業	2,358	1,219	485	734	1,139	865	274
4.電気事業・ガス事業	70	70	0	70	0	0	0
5.港湾整備事業	618	271	219	52	347	63	284
6.病院事業・介護サービス事業	3,374	2,257	1,336	921	1,117	655	462
7.市場事業・と畜場事業	759	182	0	182	577	577	0
8.地域開発事業	1,304	0	0	0	1,304	931	373
9.下水道事業	12,494	7,984	3,746	4,238	4,510	1,856	2,654
10.観光その他事業	131	16	0	16	115	0	115
計	25,484	15,842	7,765	8,077	9,642	5,177	4,465
合 計	80,800	36,759	23,860	12,899	44,041	20,249	23,792
三 公営企業借換債	300	300	0	300	0	0	0
四 被災施設借換債	0	0	0	0	0	0	0
五 臨時財政対策債	61,333	24,357	17,170	7,187	36,976	24,151	12,825
六 退職手当債	3,700	0	0	0	3,700	0	3,700
総 計	146,133	61,416	41,030	20,386	84,717	44,400	40,317

■ 東日本大震災に関連する事業分

(1) 東日本大震災復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目	合 計	公的資金	
		財政融資	地方公共団体 金融機構
一般会計債			
公営住宅建設事業	123	89	34
災害復旧事業	104	104	0
一般単独事業	71	0	71
計	298	193	105
公営企業債			
水道事業	10	0	10
病院事業・介護サービス事業	21	1	20
市場事業・と畜場事業	1	0	1
下水道事業	12	1	11
計	44	2	42
合 計	342	195	147
被災施設借換債	150	0	150
総 計	492	195	297

(2) 緊急防災・減災事業

(単位：億円)

項 目	合 計	公的資金	
		財政融資	地方公共団体 金融機構
一般会計債			
公営住宅建設事業	178	129	49
緊急防災・減災事業	6,641	3,173	3,468
計	6,819	3,302	3,517
公営企業債			
水道事業	239	129	110
工業用水道事業	1	0	1
病院事業・介護サービス事業	1	0	1
下水道事業	166	82	84
計	407	211	196
総 計	7,226	3,513	3,713

■ 通常収支対応分と東日本大震災に関連する事業分の合計

(単位：億円)

項 目	合 計	公的資金			民間等資金		
		計	財政融資	地方公共団体 金融機構	計	市場公募	銀行等 引受
一 一般会計債							
1.公共事業等	25,607	9,684	8,140	1,544	15,923	7,513	8,410
2.公営住宅建設事業	1,475	995	722	273	480	394	86
3.災害復旧事業	1,880	1,880	1,880	0	0	0	0
4.緊急防災・減災事業	6,641	6,641	3,173	3,468	0	0	0
5.教育・福祉施設等整備事業	4,734	2,796	2,521	275	1,938	1,004	934
(1)学校教育施設等	1,820	1,267	1,108	159	553	251	302
(2)社会福祉施設	203	116	0	116	87	53	34
(3)一般廃棄物処理	1,021	859	859	0	162	96	66
(4)一般補助施設等	1,090	554	554	0	536	253	283
(5)施設(一般財源化分)	600	0	0	0	600	351	249
6.一般単独事業	15,582	2,895	0	2,895	12,698	5,868	6,830
(1)一般	4,525	292	0	292	4,233	2,645	1,588
(2)地域活性化	471	112	0	112	359	304	55
(3)防災対策	951	227	0	227	724	450	274
(4)地方道路等	2,385	523	0	523	1,862	1,384	478
(5)旧合併特例	7,250	1,730	0	1,730	5,520	1,085	4,435
7.辺地及び過疎対策事業	3,542	3,154	3,154	0	388	0	388
(1)辺地対策	427	427	427	0	0	0	0
(2)過疎対策	3,115	2,727	2,727	0	388	0	388
8.公共用地先行取得等事業	472	0	0	0	472	293	179
9.行政改革推進	2,400	0	0	0	2,400	0	2,400
10.調整	100	0	0	0	100	0	100
計	62,433	28,034	19,590	8,444	34,399	15,072	19,327
二 公営企業債							
1.水道事業	4,317	3,902	2,108	1,794	415	230	185
2.工業用水道事業	309	191	0	191	118	0	118
3.交通事業	2,358	1,219	485	734	1,139	865	274
4.電気事業・ガス事業	70	70	0	70	0	0	0
5.港湾整備事業	618	271	219	52	347	63	284
6.病院事業・介護サービス事業	3,396	2,279	1,337	942	1,117	655	462
7.市場事業・と畜場事業	760	183	0	183	577	577	0
8.地域開発事業	1,304	0	0	0	1,304	931	373
9.下水道事業	12,672	8,162	3,829	4,333	4,510	1,856	2,654
10.観光その他事業	131	16	0	16	115	0	115
計	25,935	16,293	7,978	8,315	9,642	5,177	4,465
合 計	88,368	44,327	27,568	16,759	44,041	20,249	23,792
三 公営企業借換債	300	300	0	300	0	0	0
四 被災施設借換債	150	150	0	150	0	0	0
五 臨時財政対策債	61,333	24,357	17,170	7,187	36,976	24,151	12,825
六 退職手当債	3,700	0	0	0	3,700	0	3,700
総 計	153,851	69,134	44,738	24,396	84,717	44,400	40,317

平成 24 年度事業別貸付計画

(単位：億円)

区 分 事業等名		平成24年度 計画額 (A)	平成23年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100	【参考】 平成24年度 地方債計画額
一 般 会 計 債	公共事業等	428	39	389	997.4	1,123
	公営住宅事業	167	182	△15	△18.3	273
	緊急防災・減災事業	847	—	847	皆増	1,765
	学校教育施設等	3	—	3	皆増	114
	社会福祉施設整備	176	126	50	39.7	115
	一般事業	97	208	△111	△53.4	221
	地域活性化事業	77	125	△48	△38.4	112
	防災対策事業	231	219	12	5.5	227
	合併特例事業	1,496	1,725	△229	△13.3	1,730
	地方道路等整備事業	929	1,763	△834	△47.3	523
	計	4,451	4,387	64	1.5	6,203
臨時財政対策債		6,715	7,298	△583	△7.9	7,187
(一般会計債等分計)		11,166	11,685	△519	△4.4	13,390
公 営 企 業 債	水道事業(上水道)	1,233	1,103	130	118.0	1,448
	(簡易水道)	133	130	3	2.3	157
	交通事業(一般交通)	40	62	△22	△35.5	55
	(都市高速鉄道)	498	696	△198	△28.4	678
	病院事業	754	666	88	13.2	919
	下水道事業	3,376	3,416	△40	△1.2	4,129
	工業用水道事業	137	116	21	18.1	171
	電気事業(水力発電を除く)	5	21	△16	△76.1	6
	(水力発電)	8	4	4	100.0	9
	ガス事業	51	26	25	96.2	55
	介護サービス事業	18	2	16	800.0	22
	市場事業	83	149	△66	△44.3	171
	と畜場事業	6	10	△4	△40.0	12
	駐車場事業	17	2	15	750.0	13
	小 計	6,359	6,403	△44	△0.7	7,845

(単位：億円)

区 分 事業等名		平成24年度 計画額(A)	平成23年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100	【参考】 平成24年度 地方債計画額
公営企業債	港湾整備事業	32	37	△5	△13.5	52
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	3	6	△3	△50.0	3
	小 計	35	43	△8	△17.6	55
	計	6,394	6,446	△52	△0.8	7,900
公営企業借換債		300	300	0	0.0	300
被災施設借換債		150	—	150	皆増	150
合 計		18,010	18,431	△421	△2.2	21,740

(注1) 事業等名は、平成24年度地方債計画に基づき区分した。

(注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績を勘案した。

(注3) 平成24年度地方債計画における東日本大震災復旧・復興事業及び緊急防災・減災事業については、本表の各関係事業において計1,216億円を計上した。

平成 24 年度貸付金回収状況

区 分		元 金		利 息	
		件 数(件)	金 額(百万円)	件 数(件)	金 額(百万円)
長期貸付 定期償還	一般貸付	400,882	1,502,594	468,574	480,764
	公社貸付	880	15,869	894	2,384
	計	401,762	1,518,462	469,468	483,148
長期貸付 繰上償還	一般貸付	1,908	82,990	971	18
	公社貸付	23	3,702	23	0
	計	1,931	86,692	994	18
計		403,693	1,605,154	470,462	483,166
同意(許可)前貸付償還		—	—	—	—
短期貸付償還		—	—	—	—

(注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

平成 24 年度末貸付年度別事業別貸付残高

区 分	事 業 等 名	件 数(件)	金 額(百万円)	構 成 比(%)
一般会計債	公共事業等	293	55,523	0.2
	公営住宅事業	5,125	467,957	2.1
	緊急防災・減災事業	614	81,912	0.4
	社会福祉施設整備事業	305	34,318	0.2
	一般事業	226	30,428	0.1
	臨時河川等整備事業	3,288	151,859	0.7
	臨時高等学校整備事業	363	57,914	0.3
	臨時地方道整備事業	28,966	2,994,915	13.2
	地方道路等整備事業	3,007	356,131	1.6
	地域活性化事業	371	28,143	0.1
	防災対策事業	738	75,071	0.3
	合併特例事業	2,015	551,575	2.4
	臨時財政対策債	3,209	2,653,941	11.7
	学校教育施設等	8	3,563	0.0
	(小計)	48,528	7,543,251	33.3
公営企業債	水道事業(上水道)	45,080	3,689,440	16.3
	水道事業(簡易水道)	6,360	191,073	0.8
	交通事業(一般交通)	127	11,967	0.1
	交通事業(都市高速鉄道)	820	1,305,936	5.8
	病院事業	2,512	665,327	2.9
	下水道事業	123,128	8,578,402	37.8
	工業用水道事業	2,312	226,645	1.0
	電気事業	657	49,332	0.2
	ガス事業	326	38,077	0.2
	介護サービス事業	345	24,822	0.1
	市場事業	482	77,571	0.3
	と畜場整備事業	75	7,297	0.0
	駐車場整備事業	425	59,378	0.3
	港湾整備事業	1,194	82,642	0.4
	観光施設事業	59	4,426	0.0
	産業廃棄物処理事業	21	5,176	0.0
	地域開発事業(注1)	26	7,048	0.0
	(小計)	183,949	15,024,561	66.3
	計	232,477	22,567,812	99.6
地方道路公社	有料道路(公社)	396	100,823	0.4
	合計	232,873	22,668,634	100.0

- (注1) 地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業。
- (注2) 有料道路事業、市街地再開発事業及び宅地造成事業については、機構の貸付対象事業とされておりません。また、機構は、地方道路公社に対しては貸付を行いません。
- (注3) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

平成 24 年度末都道府県別長期貸付残高

都道府県名	都 道 府 県		市		町 村	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
北海道	274	308,242	4,965	753,339	7,783	213,809
青 森	221	45,080	1,902	234,391	1,381	47,469
岩 手	232	65,608	2,710	265,399	797	33,257
宮 城	404	136,841	4,702	390,236	2,641	59,726
秋 田	224	33,733	4,472	227,263	1,144	15,898
山 形	252	72,743	2,620	194,376	1,901	39,660
福 島	353	74,241	3,503	270,610	3,047	62,246
茨 城	474	116,889	6,115	378,726	1,270	39,270
栃 木	203	49,593	3,254	234,348	840	27,195
群 馬	283	64,488	3,571	211,087	1,767	41,113
埼 玉	237	237,121	5,611	564,210	1,486	44,173
千 葉	441	134,334	4,440	528,869	718	18,886
東 京	141	205,975	1,791	251,308	199	5,435
神奈川	234	152,869	2,568	878,380	881	31,413
新 潟	260	48,459	8,119	496,359	864	20,760
富 山	280	48,083	3,559	260,882	481	22,973
石 川	188	29,615	2,721	232,053	1,152	44,012
福 井	259	56,945	2,046	125,482	912	17,938
山 梨	149	48,366	3,062	123,905	1,067	18,575
長 野	245	53,255	4,215	325,978	3,025	78,927
岐 阜	189	127,226	4,286	241,428	1,156	36,636
静 岡	370	85,016	4,664	391,517	594	19,939
愛 知	300	193,246	5,106	730,965	824	24,836
三 重	410	132,788	3,806	268,580	1,007	28,996

(単位：件、百万円、%)

企 業 団 等		道 路 公 社		合 計		構成比
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
291	25,294			13,313	1,300,685	5.7
103	13,375			3,607	340,315	1.5
74	4,254			3,813	368,518	1.6
127	10,489	15	1,734	7,889	599,027	2.6
3	21			5,843	276,916	1.2
125	2,824	10	99	4,908	309,703	1.4
191	23,717	3	262	7,097	431,076	1.9
208	18,699	4	660	8,071	554,245	2.4
7	3,588	10	704	4,314	315,427	1.4
22	5,454			5,643	322,142	1.4
222	17,417	16	1,536	7,572	864,457	3.8
384	50,783	12	2,614	5,995	735,486	3.2
25	16,553			2,156	479,271	2.1
79	112,126			3,762	1,174,789	5.2
135	13,593			9,378	579,172	2.6
128	12,697	16	757	4,464	345,392	1.5
15	2,004			4,076	307,684	1.4
69	4,089			3,286	204,454	0.9
148	6,231	2	188	4,428	197,265	0.9
162	10,496	18	1,465	7,665	470,122	2.1
3	211			5,634	405,501	1.8
69	15,428	16	1,193	5,713	513,093	2.3
117	6,822	54	38,002	6,401	993,871	4.4
29	3,165	1	4	5,253	433,533	1.9

都道府県名	都道府県		市		町村	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
滋賀	224	69,790	4,078	237,694	538	14,110
京都	215	52,592	3,217	454,754	943	26,215
大阪	122	84,523	4,662	1,354,114	735	26,642
兵庫	317	321,827	7,156	899,226	1,742	77,378
奈良	259	108,612	2,201	149,487	1,660	47,943
和歌山	113	20,070	1,381	161,930	1,125	47,331
鳥取	237	40,624	1,269	96,634	1,795	48,439
島根	211	88,168	2,388	205,643	303	8,917
岡山	304	127,459	4,588	385,419	1,266	33,443
広島	374	127,797	4,236	534,991	905	31,011
山口	434	72,952	4,201	233,967	516	12,908
徳島	197	52,541	1,255	94,263	735	24,497
香川	243	33,463	2,067	113,790	779	19,544
愛媛	133	24,185	2,299	198,238	580	21,650
高知	153	64,747	1,332	127,503	579	15,757
福岡	111	103,156	4,228	871,994	1,695	85,497
佐賀	50	32,381	1,491	142,363	564	29,430
長崎	148	48,009	2,634	254,326	591	18,752
熊本	181	44,825	2,742	223,520	1,448	43,288
大分	128	31,299	2,168	148,097	134	4,310
宮崎	180	62,342	2,024	159,756	689	21,095
鹿児島	173	118,447	2,315	175,213	743	18,615
沖縄	231	82,054	1,318	107,062	802	19,173
合計	11,361	4,332,621	159,058	15,909,676	57,804	1,689,089

(注1)四捨五入により計が一致しないことがあります。

(注2)東京の「市」欄には特別区に対する貸付(119件、36,117百万円)を含んでいます。

(単位：件、百万円、%)

企 業 団 等		道 路 公 社		合 計		構成比
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
69	4,150	6	270	4,915	326,014	1.4
7	3,095	13	1,404	4,395	538,060	2.4
243	75,603	55	14,028	5,817	1,554,909	6.9
453	75,200	62	8,243	9,730	1,381,874	6.1
11	248	4	1,731	4,135	308,021	1.4
24	2,434			2,643	231,764	1.0
18	727			3,319	186,425	0.8
41	1,930			2,943	304,659	1.3
107	26,032			6,265	572,353	2.5
2	868	17	8,800	5,534	703,466	3.1
104	9,313			5,255	329,139	1.5
3	136			2,190	171,437	0.8
7	680			3,096	167,477	0.7
8	441			3,020	244,514	1.1
6	11,976	4	69	2,074	220,052	1.0
225	23,149	30	15,751	6,289	1,099,547	4.9
103	13,848	1	6	2,209	218,028	1.0
16	1,606	11	588	3,400	323,280	1.4
25	2,280	10	197	4,406	314,110	1.4
				2,430	183,706	0.8
5	163			2,898	243,356	1.1
7	1,509	6	518	3,244	314,302	1.4
34	1,708			2,385	209,996	0.9
4,254	636,426	396	100,823	232,873	22,668,634	100.0

平成 25 年度同意（許可）債貸付条件一覧

貸付の種類		貸付対象事業			貸付条件						
					固定金利方式		利率見直し方式		利率の種類	償還の方法	
											償還期限
一般貸付	長期貸付	一般会計債	公共事業等	道路	年以内 20	年以内 5	年以内 20	年以内 5	機構特別利率	半年賦・元利均等償還	
				学校教育施設等整備 (太陽光発電整備)	15	3	15	3			
				社会福祉施設整備	20	3	20	3			
			公営住宅			25	5	25			5
			全国防災事業			建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設(事業(合併特例事業に係るものを除く。))の償還期限及び据置期間以内					
			教育・福祉施設等整備事業	学校教育施設等整備事業	義務教育諸学校及び高等学校等施設	25	3	25			3
					幼稚園その他の学校施設等	20	3	20			3
				社会福祉施設整備	20	3	20	3			
			一般単独	一般	地域総合整備資金貸付事業	15	5	15			5
					被災施設復旧関連事業	30	5	30			5
		河川等分			20	5	20	5			
		臨時高等学校改築等分									
		出資金・貸付金、負担金			30	5	30	5			
		地域活性化		30	5	30	5				
		防災対策									
		地方道路等整備		20	5	20	5				
		合併特例		30	5	30	5				
		緊急防災・減災事業									
		臨時財政対策債		都道府県・指定都市に対する貸付け		—	—	30			3
				上記以外の地方公共団体に対する貸付け				20			3
		公営企業債	水道	上水道		30	5	30			5
				簡易水道							
			交通	一般交通	バス	5	1	—			—
					電車	13	3	13			3
					車庫・営業所	20	5	30			5
					連絡船	15	3	15			3
				高速鉄道		30	5	30			5
			病院	病院・診療所・看護師宿舍 職員宿舍		30	5	30			5
				その他		10	2	—			—
			下水道			30	5	30			5
			工業用水道			30	5	30			5

貸付の種類		貸付対象事業			貸付条件						
					固定金利方式		利率見直し方式		利率の種類	償還の方法	
											償還期限
一般貸付	長期貸付	公営企業債	電気	水力発電	30	5	30	5	機構特別利率	半年賦・元利均等償還	
				廃棄物発電・ごみ固形燃料発電	15	3	15	3			
				風力発電	17	3	17	3			
				太陽光発電							
			ガス			25	5	25	5		基準利率
			港湾整備	埋立	20	5	30	5			
				上屋・倉庫・貯木場	20	3	25	3			
				荷役機械・引船	15	3	15	3			
			介護サービス			30	5	30	5		機構特別利率
			市場			25	5	25	5		
			と畜場			20	5	20	5		
			観光施設	水族館・動物園舎等の建築物	18	3	18	3	基準利率		
				上記以外の施設	10	3	—	—			
			駐車場			20	3	20	3		機構特別利率
			産業廃棄物処理			10	3	—	—		基準利率
			同意・許可前貸付		長期貸付の対象事業すべて			原則として長期貸付に振り替える日			—

備考1 公営住宅事業の償還期限及び据置期間において、東日本大震災対策に係るもの（東日本大震災に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律関連）については、「30年以内」とする。

備考2 全国防災事業の償還期限及び据置期間は、建設される施設が本表により分類した場合のいずれにも属さないときは、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第10条第1項第6号の規定による貸付けの償還期限及び据置期間とする。

備考3 「出資金・貸付金・負担金」のうち貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととする。ただし、東日本大震災対策に係るもののうち、次の貸付対象事業については下表のとおりとする。

	固定金利方式		利率見直し方式	
	償還期限	据置期間	償還期限	据置期間
生活福祉資金貸付金実施のためのセーフティネット支援対策等事業費補助金又は緊急雇用創出事業臨時特例交付金分	22	3	22	3
災害援護貸付金分	15	8	15	8
埠頭災害復旧事業資金貸付金分	20	5	20	5
空港機能施設災害復旧事業資金貸付金分	20	5	20	5
母子寡婦福祉貸付金分	22	2	22	2

備考4 資本費平準化債の貸付条件については、各貸付対象事業ごとの貸付条件に準ずる。

備考5 特定被災地方公共団体借換債の償還期限は、貸付日（借換え実施日）における借換えの対象となる既往債の残存償還期限の範囲内とし、据置期間は設けないこととする。

平成 25 年度地方債計画

1. 平成 25 年度地方債計画（通常収支分）

(単位：億円、%)

項 目	平成25年度 計画額(A)	平成24年度 計画額(B)	差引 (A) - (B) (C)	増減率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1. 公共事業等	16,895	18,630	△1,735	△9.3
2. 公営住宅建設事業	1,162	1,174	△12	△1.0
3. 災害復旧事業	435	290	145	50
4. 教育・福祉施設等整備事業	3,763	3,821	△58	△1.5
(1) 学校教育施設等	1,285	1,308	△23	△1.8
(2) 社会福祉施設	295	201	94	46.8
(3) 一般廃棄物処理	947	964	△17	△1.8
(4) 一般補助施設等	686	748	△62	△8.3
(5) 施設(一般財源化分)	550	600	△50	△8.3
5. 一般単独事業	18,634	15,447	3,187	20.6
(1) 一般	4,252	4,390	△138	△3.1
(2) 地域活性化	400	471	△71	△15.1
(3) 防災対策	922	951	△29	△3.0
(4) 地方道路等	2,310	2,385	△75	△3.1
(5) 旧合併特例	6,200	7,250	△1,050	△14.5
(6) 緊急防災・減災	4,550	—	4,550	皆増
6. 辺地及び過疎対策事業	3,460	3,297	163	4.9
(1) 辺地対策	410	397	13	3.3
(2) 過疎対策	3,050	2,900	150	5.2
7. 公共用地先行取得等事業	457	472	△15	△3.2
8. 行政改革推進	1,800	2,400	△600	△25.0
9. 調整	100	100	0	0
計	46,706	45,631	1,075	2.4
二 公営企業債				
1. 水道事業	3,634	3,636	△2	△0.1
2. 工業用水道事業	250	276	△26	△9.4
3. 交通事業	1,902	2,356	△454	△19.3
4. 電気事業・ガス事業	195	70	125	178.6
5. 港湾整備事業	506	618	△112	△18.1
6. 病院事業・介護サービス事業	3,432	3,374	58	1.7
7. 市場事業・と畜場事業	329	759	△430	△56.7
8. 地域開発事業	1,055	1,304	△249	△19.1
9. 下水道事業	11,774	11,908	△134	△1.1
10. 観光その他事業	93	131	△38	△29.0
計	23,170	24,432	△1,262	△5.2
合 計	69,876	70,063	△187	△0.3

(単位：億円、%)

項 目		平成25年度 計画額(A)	平成24年度 計画額(B)	差引 (A)－(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
三 公営企業借換債		－	300	△300	皆減
四 臨時財政対策費		62,132	61,333	799	1.3
五 退職手当債		1,700	3,700	△2,000	△54.1
六 国の予算等貸付金債		(689)	(1,195)	(△506)	(△42.3)
総計		(689) 133,708	(1,195) 135,396	(△506) △1,688	(△42.3) △1.2
内訳	普通会計分	111,517	111,654	△137	△0.1
	公営企業会計等分	22,191	23,742	△1,551	△6.5
資金区分					
公的資金		55,360	55,705	△345	△0.6
財政融資資金		35,759	36,188	△429	△1.2
地方公共団体金融機構資金		19,601	19,517	84	0.4
(国の予算等貸付金)		(689)	(1,195)	(△506)	(△42.3)
民間等資金		78,348	79,691	△1,343	△1.7
市場公募		44,400	44,400	0	0.0
銀行等引受		33,948	35,291	△1,343	△3.8

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金等の国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

2. 平成 25 年度地方債計画（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		平成25年度 計画額(A)	平成24年度 計画額(B)	差引 (A)－(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
一般会計債					
	公営住宅建設事業	233	123	110	89.4
	災害復旧事業	54	38	16	42.1
	一般単独事業	－	4	△4	皆減
公営企業債					
	水道事業	5	10	△5	△50.0
	病院事業・介護サービス事業	5	21	△16	△76.2
	市場事業・と畜場事業	2	1	1	100.0
	下水道事業	18	12	6	50.0
被災施設借換債		50	150	△100	△66.7
特定被災地方公共団体借換債		1,830	－	1,830	皆増
国の予算等貸付金債		(－)	(8)	(△8)	(皆減)
総 計		(－) 2,197	(8) 359	(△8) 1,838	(皆減) 512.0
内訳	普通会計分	233 (280)	127 (－)	106 (280)	83.5 (皆増)
	公営企業会計等分	1,684	232	1,452	625.9
資金区分	公的資金				
	財政融資資金	231	129	102	79.1
	地方公共団体金融機構資金	1,966	230	1,736	754.8
	(国の予算等貸付金)	(－)	(8)	(△8)	(皆減)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 上記以外の公営企業の事業区分において東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 2 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 3 国の予算から貸し付けられる貸付金及びこれを受けて事業を実施する場合において発行する一般事業債

(備 考)

- 1 国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。
- 2 「内訳」欄の()書は、一般会計債に係る特定被災地方公共団体借換債であり、普通会計分の外書であるが、総計には含む。

(2) 全国防災事業

(単位：億円、%)

項 目		平成25年度 計画額(A)	平成24年度 計画額(B)	差引 (A)－(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
一般会計債					
	公営住宅建設事業	－	178	△178	皆減
	旧緊急防災・減災事業	－	3,995	△3,995	皆減
	全国防災事業	973	－	973	皆増
公営企業債					
	水道事業	－	216	△216	皆減
	工業用水道事業	－	1	△1	皆減
	下水道事業	－	156	△156	皆減
総 計		973	4,546	△3,573	△78.6
内訳	普通会計分	973	4,173	△3,200	△76.7
	公営企業会計等分	－	373	△373	皆減
資金区分	公的資金				
	財政融資資金	820	2,553	△1,733	△67.9
	地方公共団体金融機構資金	153	1,993	△1,840	△92.3

その他同意等の見込まれる項目

上記以外の公営企業の事業区分において東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債

3. 平成 25 年度地方債計画（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円、％）

項 目	平成25年度 計画額(A)	平成24年度 計画額(B)	差引 (A)－(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1.公共事業等	16,895	18,630	△1,735	△9.3
2.公営住宅建設事業	1,395	1,475	△80	△5.4
3.災害復旧事業	489	328	161	49.1
4.旧緊急防災・減災事業	—	3,995	△3,995	皆減
5.全国防災事業	973	—	973	皆増
6.教育・福祉施設等整備事業	3,763	3,821	△58	△1.5
（1）学校教育施設等	1,285	1,308	△23	△1.8
（2）社会福祉施設	295	201	94	46.8
（3）一般廃棄物処理	947	964	△17	△1.8
（4）一般補助施設等	686	748	△62	△8.3
（5）施設（一般財源化分）	550	600	△50	△8.3
7.一般単独事業	18,634	15,451	3,183	20.6
（1）一般	4,252	4,394	△142	△3.2
（2）地域活性化	400	471	△71	△15.1
（3）防災対策	922	951	△29	△3.0
（4）地方道路等	2,310	2,385	△75	△3.1
（5）旧合併特例	6,200	7,250	△1,050	△14.5
（6）緊急防災・減災	4,550	—	4,550	皆増
8.辺地及び過疎対策事業	3,460	3,297	163	4.9
（1）辺地対策	410	397	13	3.3
（2）過疎対策	3,050	2,900	150	5.2
9.公共用地先行取得等事業	457	472	△15	△3.2
10.行政改革推進	1,800	2,400	△600	△25.0
11.調整	100	100	0	0.0
計	47,966	49,969	△2,003	△4.0
二 公営企業債				
1. 水道事業	3,639	3,862	△223	△5.8
2. 工業用水道事業	250	277	△27	△9.7
3. 交通事業	1,902	2,356	△454	△19.3
4. 電気事業・ガス事業	195	70	125	178.6
5. 港湾整備事業	506	618	△112	△18.1
6. 病院事業・介護サービス事業	3,437	3,395	42	1.2
7. 市場事業・と畜場事業	331	760	△429	△56.4
8. 地域開発事業	1,055	1,304	△249	△19.1
9. 下水道事業	11,792	12,076	△284	△2.4
10. 観光その他事業	93	131	△38	△29.0
計	23,200	24,849	△1,649	△6.6
合 計	71,166	74,818	△3,652	△4.9

(単位：億円、%)

項 目		平成25年度 計画額(A)	平成24年度 計画額(B)	差引 (A)－(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
三 公営企業借換債		－	300	△300	皆減
四 被災施設借換債		50	150	△100	△66.7
五 特定被災地方公共団体借換債		1,830	－	1,830	皆増
六 臨時財政対策費		62,132	61,333	799	1.3
七 退職手当債		1,700	3,700	△2,000	△54.1
八 国の予算等貸付金債		(689)	(1,203)	(△514)	(△42.7)
総計		(689) 136,878	(1,203) 140,301	(△514) △3,423	(△42.7) △2.4
内訳	普通会計分	112,723 (280)	115,954 (－)	△3,231 (280)	△2.8 (皆増)
	公営企業会計等分	23,875	24,347	△472	△1.9
資金区分					
公的資金		58,530	60,610	△2,080	△3.4
財政融資資金		36,810	38,870	△2,060	△5.3
地方公共団体金融機構資金		21,720	21,740	△20	△0.1
(国の予算等貸付金)		(689)	(1,203)	(△514)	(△42.7)
民間等資金		78,348	79,691	△1,343	△1.7
市場公募		44,400	44,400	0	0.0
銀行等引受		33,948	35,291	△1,343	△3.8

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金等の国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。
- 2 「内訳」欄の()書は、一般会計債に係る特定被災地方公共団体借換債であり、普通会計分の外書であるが、総計には含む。

平成 24 年度債券発行実績

1. 地方金融機構債（公募国内債）

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第35回	10年	450	1.006	100	H24. 4.19	H34. 4.28
第36回	10年	400	0.892	100	H24. 5.24	H34. 5.27
第37回	10年	400	0.852	100	H24. 6.28	H34. 6.28
第38回	10年	400	0.835	100	H24. 7.23	H34. 7.28
第39回	10年	400	0.815	100	H24. 8.20	H34. 8.26
第40回	10年	400	0.825	100	H24. 9.24	H34. 9.28
第41回	10年	400	0.801	100	H24.10.22	H34.10.28
第42回	10年	400	0.801	100	H24.11.19	H34.11.28
第43回	10年	400	0.720	100	H24.12.20	H34.12.28
第44回	10年	400	0.791	100	H25. 1.28	H35. 1.27
第45回	10年	400	0.791	100	H25. 2.25	H35. 2.28
第46回	10年	400	0.678	100	H25. 3.25	H35. 3.28
第21回	20年	250	1.812	100	H24. 4.19	H44. 4.28
第22回	20年	200	1.687	100	H24. 6.12	H44. 6.28
第23回	20年	200	1.680	100	H24. 7.23	H44. 7.28
第24回	20年	200	1.702	100	H24. 9.18	H44. 9.28
第25回	20年	200	1.701	100	H24.10.23	H44.10.28
第26回	20年	200	1.724	100	H24.12.20	H44.12.28
第27回	20年	200	1.785	100	H25. 1.28	H45. 1.28
第9回	5年	200	0.340	100	H24. 4.19	H29. 4.28
第10回	5年	200	0.280	100	H24. 5.24	H29. 5.26
第11回	5年	200	0.230	100	H24.10.22	H29.10.27
第1回	7年	200	0.446	100	H24. 8.20	H31. 8.28
第1回	15年	150	1.334	100	H25. 1.31	H40. 1.28
F 110回	7年	30	0.562	100	H24. 4.26	H31. 4.25
F 111回	9年	200	0.891	100	H24. 4.26	H33. 6.18
F 112回	15年	40	1.486	100	H24. 4.26	H39. 4.28
F 113回	6年	40	0.449	100	H24. 4.26	H30. 4.26
F 114回	7年	30	0.557	100	H24. 4.26	H31. 3.20
F 115回	12年	60	1.186	100	H24. 4.26	H36. 4.26
F 116回	15年	30	1.481	100	H24. 4.26	H39. 4.23
F 117回	18年	30	1.698	100	H24. 4.26	H42. 4.26
F 118回	14年	30	1.411	100	H24. 5. 1	H38. 6.19
F 119回	15年	40	1.533	100	H24. 5. 1	H39.10.26
F 120回	14年	40	1.346	100	H24. 5.30	H38. 8.28
F 121回	15年	40	1.414	100	H24. 5.31	H39. 5.28
F 122回	15年	30	1.412	100	H24. 5.31	H39. 6.18
F 123回	18年	30	1.600	100	H24. 5.31	H42. 3.19
F 124回	15年	60	1.418	100	H24. 6. 4	H39. 6. 4
F 125回	17年	30	1.620	100	H24. 6. 4	H41.11.28
F 126回	9年	200	0.707	100	H24. 7.26	H33. 9.21

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F 127回	11年	30	0.917	100	H24. 7.30	H35.12.20
F 128回	12年	35	1.024	100	H24. 7.30	H36.12.20
F 129回	13年	30	1.070	100	H24. 7.31	H37. 7.29
F 130回	15年	50	1.275	100	H24. 7.31	H39. 7.28
F 131回	19年	45	1.546	100	H24. 7.30	H43. 7.30
F 132回	13年	40	1.090	100	H24. 7.30	H37. 7.30
F 133回	14年	50	1.231	100	H24. 7.30	H38.11.27
F 134回	16年	30	1.348	100	H24. 7.30	H40. 3.17
F 135回	8年	30	0.525	100	H24. 7.31	H32. 9.18
F 136回	13年	30	1.065	100	H24. 7.31	H37. 7.31
F 137回	15年	45	1.222	100	H24. 7.31	H39. 3. 5
F 138回	12年	30	0.983	100	H24. 8. 1	H36. 9.20
F 139回	13年	40	1.082	100	H24. 8. 1	H37. 9.19
F 140回	6年	200	0.343	100	H24. 9.20	H30. 9.20
F 141回	9年	200	0.746	100	H24.10.30	H33.12.20
F 142回	12年	30	1.016	100	H24.10.31	H36.11.28
F 143回	15年	55	1.351	100	H24.10.30	H39. 8.25
F 144回	8年	30	0.562	100	H24.10.31	H32.10.28
F 145回	12年	30	1.059	100	H24.10.31	H37. 3.19
F 146回	13年	30	1.134	100	H24.10.31	H37.10.28
F 147回	14年	45	1.291	100	H24.10.31	H39. 3.19
F 148回	19年	35	1.689	100	H24.10.31	H44. 1.30
F 149回	13年	60	1.145	100	H24.11. 1	H37.12.19
F 150回	14年	40	1.238	100	H24.11. 5	H38.11. 5
F 151回	15年	35	1.348	100	H24.11. 5	H39.11. 5
F 152回	16年	50	1.438	100	H24.11. 1	H40.11. 1
F 153回	9年	200	0.689	100	H25. 1.31	H34. 3.18

償還方法:満期一括償還

2. 地方金融機構債（EMTN プログラムによる債券）

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後 (億円)※				
29回	5年	3.27億米\$	261	3m USD Libor + 65bp	100.000	H24. 5.22	H29. 5.22
30回	7年	1.30億米\$	104	3m USD Libor + 70bp	100.000	H24. 6. 6	H31. 6. 6
31回	5年	10億米\$	784	1.500%	100.000	H24. 9.12	H29. 9.12
32回	5年	1億米\$	80	3m USD Libor + 52bp	100.000	H24.11. 7	H29.11. 7
33回	5年	10億米\$	906	1.375%	99.544	H25. 2. 5	H30. 2. 5
34回	5年	1億豪\$	98	3.65%	99.990	H25. 3.25	H30. 3.23

※円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額である。

償還方法:満期一括償還

3. 地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

回号	区分	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第27回		10年	300	1.02	100	H24. 4.19	H34. 4.19
A号第28回		10年	200	0.93	100	H24. 5.24	H34. 5.24
A号第29回		10年	300	0.87	100	H24. 6.28	H34. 6.28
A号第30回		10年	300	0.86	100	H24. 7.23	H34. 7.22
A号第31回		10年	300	0.87	100	H24. 8.20	H34. 8.19
A号第32回		10年	300	0.85	100	H24. 9.24	H34. 9.22
A号第33回		10年	200	0.82	100	H24.10.22	H34.10.21
A号第34回		10年	200	0.82	100	H24.11.19	H34.11.18
A号第35回		10年	200	0.76	100	H24.12.20	H34.12.20
A号第36回		10年	200	0.81	100	H25. 1.28	H35. 1.27
A号第37回		10年	300	0.81	100	H25. 2.25	H35. 2.24
A号第38回		10年	200	0.69	100	H25. 3.25	H35. 3.24

償還方法:満期一括償還

4. 政府保証国内債

回号	区分	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第35回		10年	450	0.977	100	H24. 4.23	H34. 4.22
第36回		10年	450	0.901	100	H24. 5.21	H34. 5.20
第37回		10年	400	0.895	100	H24. 6.18	H34. 6.17
第38回		10年	400	0.839	100	H24. 7.17	H34. 7.15
第39回		10年	400	0.801	100	H24. 8.15	H34. 8.15
第40回		10年	400	0.819	100	H24. 9.18	H34. 9.16
第41回		10年	400	0.791	100	H24.10.18	H34.10.18
第42回		10年	400	0.805	100	H24.11.14	H34.11.14
第43回		10年	400	0.734	100	H24.12.17	H34.12.16
第44回		10年	400	0.834	100	H25. 1.22	H35. 1.20
第45回		10年	400	0.815	100	H25. 2.19	H35. 2.17
第46回		10年	400	0.668	100	H25. 3.18	H35. 3.17
第 5回		6年	800	0.383	100	H24. 4.26	H30. 4.26
第 6回		6年	800	0.245	100	H24. 7.30	H30. 7.30
第 7回		6年	800	0.250	100	H24.10.29	H30.10.29
第 8回		6年	800	0.199	100	H25. 1.29	H31. 1.29
第 1回		4年	550	0.151	100	H24. 5.28	H28. 5.27
第 2回		4年	550	0.130	100	H24. 8.30	H28. 8.30
第 3回		4年	550	0.130	100	H24.11.26	H28.11.25
第 4回		4年	550	0.093	100	H25. 2.26	H29. 2.24

償還方法:満期一括償還

沿革

地方公共団体金融機構の沿革

平成20年度	地方公営企業等金融機構法に基づき地方公営企業等金融機構を設立(8月1日) 公営企業金融公庫の資産・債務を承継し業務開始(10月1日)
平成21年度	地方公営企業等金融機構法の一部改正により地方公共団体金融機構へ改組(6月1日)
平成23年度	特別利率貸付制度及び臨時特別利率制度を一本化し、機構特別利率貸付制度を創設

(参考) 公営企業金融公庫の沿革

昭和32年度	公営企業金融公庫法に基づき設立(6月1日)
昭和35年度	農林漁業金融公庫から委託を受け受託貸付を開始
昭和41年度	特別利率貸付制度を創設
昭和42年度	国庫補給金の受入れ開始
昭和45年度	公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置
昭和47年度	地方道路公社と土地開発公社への貸付開始
昭和53年度	一般会計の臨時三事業(地方道、河川等、高等学校整備)を貸付対象に追加
昭和58年度	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年度	債券借換損失引当金制度を創設
平成2年度	臨時特別利率制度を創設
平成10年度	「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年9月24日閣議決定)に基づき、非常勤理事(1名)を追加、 公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応(3年間で廃止)
平成13年度	国庫補給金を廃止、利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設、財投機関債の発行開始 特殊法人等改革基本法成立、特殊法人等整理合理化計画策定
平成14年度	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」を閣議決定
平成17年度	「行政改革の重要方針」(平成20年度に公庫廃止、資本市場等を活用した仕組みのあり方、廃止に向けた移行措置のあり方等)を閣議決定
平成18年度	行政改革推進法成立 政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部「政策金融に係る制度設計」を決定 地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出
平成19年度	地方公営企業等金融機構法成立、地方公共団体財政健全化法成立
平成20年度	地方公営企業等金融機構法に基づき解散(10月1日)

組織図

機構の組織は、代表者会議の下、理事長、副理事長、理事及び監事の役員並びに 5 部 11 課室、審査室及び検査役で構成されています。各課室の担当業務は以下のとおりです。

平成 25 年 4 月 1 日現在



役員

理事長 渡邊 雄司

副理事長 —

理事 兵谷 芳康 志村 仁 疋田 慶一(非常勤)

監事 石川 裕 浜川 雅春(非常勤)



(左から志村理事、渡邊理事長、兵谷理事、疋田理事)



(左から石川監事、浜川監事)

所在地

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号 市政会館 <http://www.jfm.go.jp/>



(公益財団法人 後藤・安田記念東京都市研究所 提供)



交通案内

都営地下鉄三田線「内幸町」駅下車 (A7) 徒歩 2 分

東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅下車 (B2) 徒歩 4 分

東京メトロ千代田線「霞ヶ関」駅下車 (C3) 徒歩 3 分

東京メトロ千代田線「日比谷」駅下車 (A14) 徒歩 3 分

JR 線「新橋」駅下車徒歩 8 分又は「有楽町」駅下車徒歩 12 分

地方の、地方による、地方のための



〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館

